

令和4年第3回定例会会議録（第6号）

令和4年9月22日

○出席議員（22名）

1番	榊 田 貢 君	2番	日名子 敦 子 君
3番	美 馬 恭 子 君	4番	阿 部 真 一 君
5番	手 束 貴 裕 君	6番	安 部 一 郎 君
7番	小 野 正 明 君	8番	森 大 輔 君
9番	三 重 忠 昭 君	10番	森 山 義 治 君
12番	加 藤 信 康 君	13番	荒 金 卓 雄 君
14番	松 川 章 三 君	16番	市 原 隆 生 君
17番	黒 木 愛一郎 君	18番	平 野 文 活 君
19番	松 川 峰 生 君	20番	野 口 哲 男 君
21番	堀 本 博 行 君	22番	山 本 一 成 君
23番	泉 武 弘 君	25番	首 藤 正 君

○欠席議員（1名）

11番 穴 井 宏 二 君

○説明のための出席者

市 長	長 野 恭 紘 君	副 市 長	阿 南 寿 和 君
副 市 長	松 崎 智 一 君	教 育 長	寺 岡 悌 二 君
総 務 部 長	末 田 信 也 君	企画戦略部長	安 部 政 信 君
観光・産業部長	松 川 幸 路 君	公営事業部長	上 田 亨 君
市民福祉部長 兼福祉事務所長	田 辺 裕 君	いきいき健康部長	中 島 靖 彦 君
建 設 部 長	松 屋 益 治 郎 君	市長公室長 兼自治連携課長	山 内 弘 美 君
防 災 局 長	白 石 修 三 君	消 防 長	浜 崎 仁 孝 君
教 育 部 長	柏 木 正 義 君	上下水道局長	岩 田 弘 君
上下水道局参事	山 内 佳 久 君	財 政 課 長	矢 野 義 知 君
産 業 政 策 課 長	竹 元 徹 君	高 齢 者 福 祉 課 長	入 田 純 子 君
市民福祉部次長	宇 都 宮 尚 代 君	健 康 推 進 課 長	和 田 健 二 君

都市計画課長	籠田真一郎君	都市計画課参事	渡邊克己君
公園緑地課長	橋本和久君	教育政策課長	奥茂夫君
学校教育課長	松丸真治君	学校教育課参事	太田悟君
社会教育課長	古本昭彦君	上下水道局総務課長	田原誠士君
上下水道局工務課長	永井雄一君		

○議会事務局出席者

局長	花田伸一	議事総務課長	中村賢一郎
補佐兼総務係長	岩男涼子	係長	甲斐俊平
主査	河野あや	主査	松尾麻里
主査	佐藤雅俊	事務員	尾割春晃

○議事日程表（第6号）

令和4年9月22日（木曜日）午前10時開議

第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

日程第1（議事日程に同じ）

午前10時00分 開会

○議長（市原隆生君） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

開議に先立ち、報告事項がございます。

昨日の一般質問における安部一郎君の発言につきましては、一部不穏当な発言があったように思われますので、会議録を調査して不穏当発言があった場合には善処いたしますので御了承願います。

これより会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第6号により行います。

日程第1により、昨日に引き続き一般質問を行います。

通告の順序により発言を許可いたします。

○25番（首藤 正君） 今回、私の一般質問は、南部振興対策について一本に絞って質問したいと思います。と申しますのは、いよいよ私たちも市長も任期が来年の4月までとなりました。それまでに市長の考え方、また執行部の考えを正しておきたい、このように思いますので、最後までよろしく願い申し上げます。

最初に、ゆめタウンイズミの問題についてお聞きしたいと思います。

国は、中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律というのが作られました。この法律に従って、別府市は別府市中心市街地活性化基本計画を策定して、平成20年から25年までの5か年間、この実施に当たってまいりました。この別府市中心市街地活性化基本計画、この中の核は、別府市にはいろいろありますけれども、その中の核として南部地域に持ってこられました。その南部地区というのは、楠町を中心とした楠港の跡地、これが一つであります。もう一つは、楠銀天街含めた周辺の対策であります。楠港の跡地には、周辺の商店街の活性化で、跡地には国際ホテル、温泉ミュージアム等の多世代の人々や外国人観光客を受け入れる施設、総合的なものを作るとというのが、この計画でありました。

そしてもう一つは、楠温泉は楠銀天街の中に位置する温泉であり、旧来の楠温泉のイメージを持たせる観光名所として、魅力を備える施設へのリニューアルを図るとというのが当初の計画であります。

ところが、この計画が大きく変更されたというのが南部地区の振興について影響してまいりました。それは、この計画がどのように変わったかといいますと、平成18年にゆめタウン別府店が進出するということが決定しました。そして、同じく19年には開店の運びになりました。これが私今申し上げた最終報告の中で、この基本計画の実施の最終報告書の中に、このゆめタウン別府の設置はゆめタウン別府店と地元商店街、住民協働のイベント等の実施により、シネマコンプレックスの建設、商店街が利用できる駐車場、循環型バスの運行など、併設して市街地の回遊性を図り、寄与するということでもあります。果たして、20年近く建設になってたちました。

そこでお聞きしたいのですが、現在のゆめタウン別府店は南部地区振興に対してどのような役割を果たしてきたのか、また、今後どのようにやっていくのか。特にその中で、ゆめタウンとは協定書、覚書、その他約束事項がたくさん列記されております。その約束事項をどうやって今後解決していくのか、どのような話をするのか、この約束事項については平成22年11月23日付で、当時の市長はイズミに対して正式な公文書で抗議文を出しています。約束を守れと、何もやっていないではないかという文書であります。

そこで、残された約束事の未実施事項、これ含めてどのように対応していくのか、当局のお考えをお聞きしたいと思います。

○観光・産業部長（松川幸路君） お答えいたします。

平成18年から16年を経過したということでございます。協定書の今お話を議員がされ

ております、約束事項につきまして、多く存在しております。その中で、履行されたものが13項目、履行されていないものが6項目ということで、19項目ございますので、一つ一つここで述べるのはお時間かかるかと思いますが、オープン当初から経済情勢の変化により、当初の計画どおりに確かに実現できていないものがございます。中でも、議員が言われましたようにシネマコンプレックスや、歩道橋の実現性については、株式会社イズミより設置は不可能であるけれども、それに代わるものを前向きに協議していく旨上申書も提出された経緯がございます。株式会社イズミに対しましては、私どもから一定のボリューム感のある投資を提案していただきたいということで、これまでお願いしてきた経緯がございます。

- 25番（首藤 正君） 私たちから、地域から言わずとね、イズミに対する執行部の態度、これは緩慢である、弱い。そして約束事が未実施事項が大変多い、非常に残念だと思います。しかし、イズミはね、もう建設して約20年近くなる。定着をされてきた。そういう意味を含めて、このイズミを今後どうするのかということがまた南部地区にとっては大きな課題でもあります。20年の契約期限を迎えますけれども、この契約ですね、もう真ん前になってどうするこうするではいけないと思います。あと3年ほどありますけれども、もうこの時点でイズミとどうするのだ、約束の未実施事項をどうするのだということを、いま一度執行部はやっていただきたい。そして、20年の契約、これをどのように考えているのか、その辺を含めて答弁願いたいと思います。

- 副市長（阿南寿和君） お答えいたします。

市が所有いたしますゆめタウン別府店建設時のイズミとの借地期間は20年、2026年の9月14日までとなっております、残りの期間は約4年間ということになっております。事業用借地権設定契約に係る覚書には契約の更新、存続期間は延長されないことが定められておまして、株式会社イズミにおきまして残りの存続期間が4年しかないということに関しては十分認識されているところでございます。

この間約16年間、市民の生活、日常生活に欠かせない商業施設として定着してきているということは私も認識しておりますが、不履行の約束事項の主要な点について解決がなされないまま、次の段階には進めないというふうに考えております。株式会社イズミとは断続的に私も協議を行っておりますが、引き続き精力的に協議を進めてもらいたいというふうに考えております。

- 25番（首藤 正君） 早めに市の態度を決めてください。これによって南部振興対策は今後どのように動くのか、やっていくのかということが、大きな一つのゆめタウンが課題であります。

そしてもう一つ大きな課題が、南部振興にとって大事なことがあります。それは、ゆめタウン進出に当たって約束事である楠町の商店街の問題であります。これによりますと、楠銀天街は今日のようになっておりますけれども、これをどうするかと、関連していろいろなことは、約束事がありますけれども、実施されていない。そういうことも含めて、楠銀天街は今日の状況のようになっております。このまま放っておけないということで、地元が8月23日、別府市と話しながら、ひとまもり・まちまもり協議会を中心として協議会を設立しました。協議会について、現在までどのように経緯をして、今後どのような運営をしていきたいのか、当局の考えをお聞きしたいと思います。

- 都市計画課長（籠田真一郎君） お答えいたします。

楠銀天街の老朽化したアーケードなどの問題は、長年の懸案であり、市としましても課題の解決に向けて地元と連携しながら進めていく必要があると考えております。現在、南部ひとまもり・まちまもり協議会と連携して、楠銀天街検討委員会を設置し、今後の方向性などについて議論を始めたところであります。

今後につきましては、委員会での議論により今後の方針等を整理し、地元と連携しながら解決に向けて取組を実施していきたいと考えています。

- 25番（首藤 正君） このアーケードがね、危険状態に陥るまで本当に長い間何も手を打たなかった当局の責任は、私は大きいと思います。

そこでね、お聞きしますけれども、このアーケードの完成はいつなのか、そして工事の総額は幾らなのか、このとき別府市が補助金を出しています、その補助金の額は幾らなのか、ちょっと知らせてください。

- 都市計画課長（籠田真一郎君） お答えいたします。

アーケードにつきましては、当初昭和28年に建設されており、建設当時の総工事費は現時点での調査では分かっていませんけれども、市が建設に対して150万円を補助したという記録がございます。

- 25番（首藤 正君） 当時のお金で150万円、別府市が出しているのです。その後、地元はこのアーケードは別府市と地元が共同で管理をしていくと、運営をしていくという考え方でやってきた経緯が私はあると思うのです。それをこの長い間、行政の手が何にもなかったものだから今日に至りました。このアーケードは非常に危険になってきております。早く撤去するほうが私はいいと思うのですけれども、このアーケードの撤去に当たって、私は問題点があると思うのです。アーケード下は別府の市道ですね、上がアーケードです。アーケードを先に撤去すると、あそこは水のはけ口がないです。昔から水につかる所です。そしてなぜあそこが水につからないようにしているかといいますと、その市道の下に大きな雨水管を入れているのです。その雨水管をアーケードから全部引いて、その水を流川方面のいいところに流しているのです。だから、アーケードを先に全部外してしまいますと、あの市道は水浸しになってしまいますよ。水害が起こる。

そこで、先にやらなければならないのは私は市道の整備だと思うのです。市道を整備して、アーケードの水をですね、その市道の整備の側溝をつけたら、ところどころに市道の中に走っている雨水管に継続するという工事を先にやらないなければならないと思います。

そこでね、道路工事をやっぱり先にやらないとアーケードの撤去はできないということなのですけれども、このアーケードの撤去費ですね、今言いましたように市道を先にやらないと、雨水等の排水解決ができない、そうすると市道をいじるときにはアーケードを必然的にいじくっていかなければならない。この場合にですね、市道の関連事業になるのかならないのか、その点お答えください。

- 建設部長（松屋益治郎君） お答えいたします。

議員の言われるように、アーケードを撤去する際には既存排水の関係で、排水関係で多少問題になることが想定されます。アーケードを撤去する際には、あらかじめ道路整備の一部排水につきまして、影響が出ないように対策をしながら進めていかなければならないと考えております。

また、関連事業としての実施につきましては、今まで様々課題もありますので、今後とも協議を行いながら解決を図りながら取り組みたいと考えております。

- 25番（首藤 正君） ではお聞きしますけどね、防災局長、例えば台風14号が通過して、別府市には大きな災害がありませんでしたけども、台風が来た、市道の横にあった大きな、例えば松の木が倒れた、また工事中の土砂が市道に流れ込んできた、その場合は公費で仕事するのですか、その地主さんに金は払わせるのですか。お聞きしたいことです。

- 防災局長（白石修三君） お答えをいたします。

災害等で、市道等で倒木等で市道等影響する場合には、建設部を中心に撤去しているのは事実でございます。

今回の部分については、アーケードについては防災面でも長年の課題というふうに思っていますので、今委員会が立ち上げて検討されているということで、連携しながらしっかりと取り組んでいきたいというふうに考えております。

- 25番（首藤 正君） 市民の安心・安全、危険度というのは同じなのですね。あのアーケード、落ちたら市道の上に落ちるのですけれども、人命に関わる。

それでね、私がさっき言った、これは市道整備の関連事業である、そういうことを市が方針としてはっきり打ち出すべきだと思うのです。そして今別府市がやっている、都市再生整備計画というのが5か年計画で、これは補助金出るのでね。45%ぐらい出ると思っています。今言いました災害復旧も災害復旧工事で国から出ますかね、しかし持出しは市があるのです、持ち分として。同じことなのですから、この都市再生特別措置法という法律を適用していろいろ道路の整備をやっていますけれども、これは5か年で期限が切れる、継続はできる、この事業を適用して市道整備関連事業として取り入れる、当然このアーケード取壊しの工事だけについて考えれば、国の補助金は該当しなくなってしまうね。しかし、全体的に考えた場合は、45%以外で別府市が公費を持っているのですから、その中から支出することが当然だと私は思います。その辺を踏まえて、協議会の対策に慎重に臨んで、いい、皆さんと話し合いをしていただきたい、このように思います。

以上ね、当面する南部での大きな2点を今話しました。これから関連はいろいろありますので、南部全体についてお聞きしていきたい、このように思います。

中心市街地である楠町を中心にしたこの南部地域、これは古き歴史と伝統を有した地域であります。例えば温泉、これでも13か所もありますけれども、温泉、観光、福祉、教育、産業、景観、まして南部地区は人々の人情など、恵まれた地域でもあります。この地域は人づくり、まちづくり、ひとまもり・まちまもりも通じますけれども、これらのことをやるには最も適した地域であります。この南部地域の歴史について、ちょっとひもといてみたいと思いますけれども、その後各部長に意見をお伺いしていきたいと思います。

この南部地域ですね、これは別府にとっても歴史的に大友宗麟、大友家と別府市は深い関係があるということをもっとPRしていただきたい。豊後に入ってきた大友の初代の、大友家の代表は、能直、1196年に、これは別府の浜脇に上陸しています。そのときは、諸士72騎、従卒1,804人というようになりますが、これは大友家の文書録に記載されているのです。考えてみますと、別府に上陸した、そして大友家の最後は22代の大友義統、1600年ですね、石垣原の合戦で、これは黒田孝高にめちゃくちゃにやられたのです。そして滅亡してしまっただと。大友宗麟はそのとき21代の当主ですから、この義統はその息子になります。これを見ますと、別府で大友家は発生して、別府で大友家はなくなった。この約400年間の大友の歴史、その中にはいろいろあります。その中でも大友家が別府の温泉に大きく目をつけて、温泉管理をしたということです。その大友家の3代当主、大友頼泰というのです、この方が別府温泉を非常に大事にして、楠温泉を中心とした、別府に温泉奉行を作ったのです。しかし、その当時で奉行という名前があったかどうかということとは定かではないというふうにここに書いておりますけれども、そのときの奉行が日名子太郎左衛門尉清元、通称日名子太郎清元と言っていますけれども、これ1回申し上げたことあると思いますけれども、私も日名子家、別府の中でずっと調べましたけれども、どうもこれの元は今おります日名子さんの御主人の家ではないかというように私は推察しているのですけれども、非常に温泉を大事にした。この記録が別府温泉史、荘園時代の別府、これで大友時代の別府温泉という表題でいろいろと書かれております。そういうことで、別府市は歴史的に大友家と大きな関わりがある。

そして、その中でも21代の当主になった大友宗麟ですね、これは幼名新太郎と言ってましたけれども、これは大友家の跡を継がせないという一時のお話があって、別府の浜脇

に幽閉されていたのです。その幽閉された建物が大友宗麟浜脇館とあって、今の浜脇中学校の前の公園の中にそれがあつたと。そしてこの建物は、先ほど言いました石垣原合戦に出陣するときに焼いて、義統が焼いて石垣原合戦に出ていったということで跡地がなくなっているのが残念だということになっています。

このように思いますと、歴史的には非常に大友家と別府がつながりが深い、これは大分、鶴崎だけではなく、別府がもっと宣伝する事項ではないかと思えます。私は市長をお願いして、浜脇公園の浜脇中学校跡地に宗麟の銅像でも作っていただけたらいいのではないかと、このように思っております。

あと、別府の温泉を代表するのは楠温泉だと、当時言われていましたけれども、この楠温泉、江戸時代の諸用留、ショヨウドメと読むのですかね、書物に記載されているのですね。これは安政2年、1855年のことですが、安政2年に大雨で楠湯大潰れ、と記載されているのです。歴史的に相当古くから、やっぱり楠温泉は注目されてあつたということがあります。そして、楠温泉の前には巨大な市木であります、市の木でありますクスノキの木があつて、その根元から温泉が出ていたと。それで、ある地域は楠地区と称するようになったと。これは豊後名勝案内にそのように記されております。有名なのは、やっぱり慶応元年、井上聞多が明治維新の時代でやられているのですね。切り傷を治すために来た、これは楠温泉で湯治をしたと。そして、明治18年には当時の朝鮮国総理、この方も来て湯治を行っている。かつて大友時代は、この温泉は戦場で働いた戦士か傷を負った人、これらの治療にも利用されたと、このようになっております。

そのように見ますと、先ほど言いました楠銀天街、それとゆめタウンの再契約の問題、この2つ大きな南部地域の問題を持っておりますけれども、こういう歴史を踏まえて、南部地区の振興策をどのように考えているのか、これからお伺いしていきたいと思っております。

まず最初に、南部地域の現状とこれからの対策について、教育部長からどういうふうになっているとかお聞きしたいと思います。この南部は、昔から教育の非常に盛んなところでありまして、別府市内でも大分県でも、学校の先生、校長先生、大学教授、これはこの南部地区から数多く出ております。そういう気質を持った、教育に非常に熱心な地域でもありました。現在の教育委員会による教育の状況、これから教育に対する対策をどのようにしていくのか、お伺いしたいと思います。

○教育部長（柏木正義君） お答えいたします。

まず、南部地区に地域における教育の現状についてですが、南部地域の特色のある取組といたしましては、学校教育の基礎となる南小学校と別府西中学校において、国のG I G Aスクール構想のモデル校として、市内では先進的な取組を実践し、他の小中学校に向け、I C T教育の情報発信を行っております。

社会教育では、南部地区公民館において自治会活動など地元の様々な活動の場として、また地域住民の方々にとって魅力ある学習の場として、地域住民相互の連携を図り、潤いのある生活づくりに寄与する拠点施設となっております。ふれあい広場サザンクロスでは、文化活動及び生涯学習に資する講座などの事業を行っておりますが、視聴覚ライブラリーでの映画鑑賞など、他の社会教育施設にない事業を実施しております。

また、地域ともつながりが深く、自治会や、ひとまもり・まちまもり協議会と学校や社会教育施設が連携し、地域の方々が子どもたちを守り、育てていく地域教育の盛んな地域でもあると認識しております。

続きまして、南部地域のこれからの教育施策についてですが、南部地区公民館サザンクロスにつきましては、地域住民の文化活動及び生涯学習の場として、講座研修などをさらに充実し、利用者のニーズに合った事業展開を図ってまいります。南部地域は別府市児童

館旧レンガホールや、浜脇薬師祭り見立て細工など様々な分野の文化財があり、別府の中心地として栄えた地域であることがうかがえる建築物がたくさんあります。これらの歴史的財産を学校教育や生涯学習の教材などに活用し、歴史文化に直接触れることで故郷に対する愛着を育むとともに、地域とつながる機会となります。地域とのつながりが教育に及ぼす影響は大きく、地域の方々とともに特色のある教育の振興を図りたいと考えております。学校教育、社会教育ともに学校や施設、地域と連携した教育に取り組んでまいります。

- 25 番（首藤 正君） 大変よく把握していると思います。これからの問題点はいろいろ出てくるとは思いますけれども、私は一番大きな問題点はサザンクロスの問題ではないかと思っております。図書館の問題と絡めて、ここから図書館が出ますと、ここは死に館になってしまおう。その計画を早めに南部と調整していただきたい。そして、国の文化財であるレンガホールですね、これの使用方法をどうするのかということを考えなければいけない。それから無形文化財になっている浜脇の薬師祭りの見立て細工、これらも大事なものになっていますね。どのように今後も継続していくのか、これについては地元の母親クラブが子どもたちに、見立て細工というのはどういうものだという教育、そして作り方、そして夏休みには工作の指導、それといろいろ子どもたちの連携を取ってやっております。そしてなおかつ、ひとまもり・まちまもりの協議会が、学校部会というのを作って、学校とよく連携しながら、非常にうまく教育に皆さんが全面的に協力している。だからその中で、さっき申し上げましたように、一番私は問題に今後になってくるのは、やっぱりサザンクロスの取扱いだと思います。

これはね、どうするのか。別府市が抱えとくのか、例えば優秀な民間に任せるのか、そういう点も含めて本当にもう検討段階に入っていると思います。

それでね、教育長、これはね、別府温泉湯治場大事典というやつ。あなたの先輩が作ったものですね、安部巖先生が作ったものです。これはね、別府の温泉にとって貴重な辞典なのです。これ見ると別府温泉が全て分かります。

そこでね、教育長、お願いがあるんですがね、この巖先生、別府市のもちろん校長をされて、図書館長、美術館長、それと別府市の文化財保護委員もなさっていた方ではありますが、今息子さんが巖先生のいろいろ書籍を管理しているみたいです。巖先生が作った書籍の中に、別府市の神社仏閣というのがあります。これはね、別府市の歴史、伝統、文化を全部織り込んであると思います。私はね、なぜそれを知ったかといいますと、浜脇の秋葉神社の歴史を知りたかったのです。巖先生、何か資料ありますかって言ったら、いや、私は別府全部の神社仏閣の歴史を調べて原稿を書いておりますと。その中で、浜脇の秋葉神社の歴史を知ったのです。ところが、その中にはいつ作っていつどうなっただけではいけません、後で出るかもしれませんが、例えば先ほど言いました楠温泉で湯治した井上公ですね、明治の元勳です、井上公ですね、井上公の別府で治療したときに、浜脇の永井亀吉という親分がおって、その方が面倒見ているのです。そして、そういうことを書いているのですよ、秋葉神社の歴史の中に。そしてその亀吉が亡くなってしまった。ところが井上聞多が馨になって、えらくなって別府にもう一回来たときに、会いたいということ言ったら、亀吉は死んでいました。ところがその書籍の中、原稿の中に、その亀吉は秋葉神社の境内の中で亡くなっていたと、何年何月亡くなったって記載がある。そういうね、歴史的なこともいろいろ記載されている。これは非常に大事な書物になっています。

そこで、別府市 100 年祭を迎えると、別府市政 100 年、この別府市政 100 年に合わせて、この歴史・伝統のある別府市の神社仏閣の本を製本していただきたい。この管理は今息子さんがなさっている、息子さんと話して、若干の経費は伴うけれども、私は市長ともう一回話して、この別府のためにやるべきではないかと、このように思っております。

以上、よろしく願いを申し上げて、教育委員会の質問を終わります。

そこで、南部地区の防災関係について、現状と防災対策はどうなっているか、お聞かせください。

○防災局長（白石修三君） お答えをします。

本市は山や海、温泉など自然に恵まれたまちであり、市民の皆様はその環境の中で日々生活を送っております。自然に恵まれている反面、土砂災害、洪水、地震、津波、高潮、噴火等の災害リスクが存在していることも事実であります。南部地域では朝見川断層付近にある土砂災害警戒区域、朝見川の洪水、海岸部での津波や高潮など多数の災害リスクが存在しております。災害が発生した場合は、まず避難する、災害から命を守ることを優先とし、例えば今取り組んでいるものにつきましては朝見川の洪水ハザードマップの作成、電柱等の海拔表示板の設置、公園内の耐震性貯水槽の整備など、各部と連携しながら災害対策に取り組んでいるところであります。

今後も引き続き、災害から命を守る、災害への備えを充実してまいりたいと考えております。

○25番（首藤 正君） 防災局ですね、これは災害対策基本法第4条第1項によって、防災計画というのを作っておりますね。これを読みますと、立派なものです。ただ、ほぼその計画書を見て中身見ると、私が議員になって初めにもらってから変わっていないのですよ。何十年も同じもの出しているなという感じがする。中身がちょこっと変わっているけど、後はほとんど変わっていない。この防災計画書をですね、本当に再度検討して作り変えるべきだと、私はこう思います。この中身はね、相当なこと書かれています。この実行が本当に行われていけば、別府の防災、災害関係を守るためには本当にいいと思います。2冊に分かれていますけれども、これは市民に徹底されてない、そこが一番欠点だと思います。この計画書が行ってるのは、各関係機関とかそういう主なところに行っていますけれども、それを市民がどのように知るかという、市民にどのように周知するかと、その周知徹底できるか、その計画書、災害基本計画の中にもありますけれども、その徹底を図っていただきたい。

例えばね、消防署にも関係しますけれども、浜脇の南小学校にですね、小屋ができたというのです。この小屋の中に何かと思ったら、防災小屋っていう。学校で事故があったとき、子どもたちにその中にいろいろな防災に関係するものが入っているのですよ。地域と学校と一体になって、それを使えて、緊急的な対応を取れるように訓練していきたいと、こういうようにできておりますけど、これもいい方法だと思います。

あと、防災計画について、周知徹底の方法をもう一回。特に避難場所、これはね、全市の自治会長さんに一回聞いてください。あなたのところの町内どこがいいですか、そして防災士さんも含めて、どこをどうしたらいいですかっていうことを聞いて、再点検してください。

それから、消防長。この前救急士の何か1日救急隊長みたいに発令しましたね。これは市民にとっても非常に面白い企画で、救急車の見学ができた、それともう一つはね、そこに参加してるところはお医者さんと看護師さんですね、救急車の受入れ体制もそういう方ができたのではないかと、こう思いますけれども、非常にこれはいい企画だったと。1日消防長で、あれはたすきかけてこうやって終わりですけれども、この方々は実際に救急車に乗って現地に行っているのです。そして対応を取っている。これはね、私は非常にいいことしたなと、このように思っています。これは消防長ね、本当に市民も、ああ、いいことしたなという声が入ってきていますので、お伝えしておきます。

それで、消防長、別府はね、古い町並みがあるのです。浜脇も古いまちの一つです。この古い町並みに火がついたときには、大火災につながる人が多いのです。その対策、

どういうふうを取っているのか、ちょっとお聞かせください。

○消防長（浜崎仁孝君） お答えいたします。

市内には木造や防火造の建物が密集している地域が幾つか存在しておりますが、このような地域で火災が発生した場合、隣接する建物への延焼危険が高く、さらに気象条件等の要因が重なれば一気に大規模な火災に発展することが考えられます。消防本部では事前に火災防御計画を定め、地域の消防団と協力・連携して効率的な消防活動ができるよう取組を行っており、万全な消防体制を期しております。

○25番（首藤 正君） 南部地域は浜脇も変わらず古い建物の密集地が数多くあります。私も分団員から聞いていますけれども、消防本部とよく連携して、そこを回ったり、独り暮らしの方々のところも訪問したりしているという話聞いております。浜脇地域は、なるべく見えるところに消火器を配置しているのです。これはひとまもり・まちまもりの関係者、協議会が作って、経費をうまく使って、これは、一旦火事があったときには消火器は何十メートル区間に置いてます、目に見える、初期消火に非常に役に立つ、そういうことも一回ほかの地域にもできるのかどうか、検討していただきたいと、このように思います。

さて、次にこの南部はね、人口減少が非常に激しいのですね。そして少子高齢化が非常に進んでいる。そして企画戦略部長、ちょっとどのくらい人口が減ってきたのか、いつから減ったって言っても昔の人口対応では言っていないので、イズミが出てくるときの20年ぐらい前から南部地域がどれぐらい人口減っているとか、そして減った対応をどうするのか、まちづくり含めて、できたら簡潔に御説明を願いたいと思います。

○企画戦略部長（安部政信君） お答えいたします。

南部地区の人口、20年前と比較しますと、令和4年3月31日時点では南地区、浜脇地区合わせて3,209人減少しております。

この対策でございますが、他の地域と比べて人口減少が進んでおります。そのため、平成27年にまとめた市内のプロジェクトチームの提言書では、人口減少等に起因して祭り、共同温泉、自治機能、産業の衰退等様々な問題が生じている現状を分析し、喫緊の課題として、南部地区が長年にわたり培ってきた浜脇薬師祭りなど伝統的な祭りや共同温泉、地域資源、空間、人材、団体を魅力の原資となるこれらを3つの柱として、取組が必要であるという提言をまとめております。その提言に沿って、現在移住定住を促進するため、地域の利便性、魅力、安全性向上の施策に取り組んでいるところでございます。

今後も移住定住の促進の取組を進め、魅力ある南部地区を次世代に引き継いでいくことを目指し、こういった取組を加速していきたいというふうに考えております。

○25番（首藤 正君） 企画戦略部長の考え方は、本当に全く同意であります。それを実行に、ぜひ移れるようにしていただきたい、このように思います。

そこで、最後になりますけれども、この南部振興についてのやつで、都市計画上どのように考えているのか。建設部長、お答えください。

○建設部長（松屋益治郎君） お答えいたします。

南部地区につきましては、平成27年度に設置した南部振興プロジェクトチームの提言などにより、南部振興基本計画を策定しております。コンセプトといたしまして、共同温泉などの地域資源を生かし、健康づくりと文化の創造、魅力的な住環境の形成を通じて、南部地区に住む魅力を醸成し、次世代へとつなぐまちづくりとしており、歴史や伝統文化を生かしたまちづくりを進め、移住定住の促進などを図っていくものとしております。その計画に基づき、旧南小学校跡地の整備や都市計画道路浜脇秋葉線の整備などを実施しているところでございます。

特にこの都市計画道路事業につきましては、国道10号線と秋葉通線を接続する重要な幹線道路の整備であり、また朝見川橋架け替えも含まれた別府市の主要な施策でございま

す。この事業の推進におきましては、沿線の方々の協力なしでは実現することができません。これからも、長期間にはなりますが御理解と御協力をいただきながら、喜ばれる道路整備を進めていきたいと考えております。

- 25番（首藤 正君） 都市計画には建設部として大きな計画を持って実行されていますけれども、この南部地区にとってこれからの地域支援を考えると一番心配されるのは、今建設を進めている浜脇秋葉線ですね、16メートル道路。これでね、これは別府市にとっては非常に大事な幹線道路になると思いますけれども、地元にとっては本当は迷惑道路だとか言ってるんです。多く、16メートルにもなって、立ち退きされて、まちの分断を進められて、同じ町内が道路挟んで分かれたり、そして道路の形態が変わってきているのですね。なぜかという、朝見川の橋を1.5メートル高くするのですね。これは国の防災関係上で、あそこも橋だけ高くしてますし、防波堤、上下の防波堤なんてそのままなのです。災害対策に本当になるのかなと思うのです。ただこの1.5メートル上げるために、道路が非常に分断されて、朝見3丁目、2丁目、ここの浦田、ここの住民の方はみんな、浜脇のマルショク、温泉、公民館へ行くのですけれども、これで大回りしていかなければならなくて、大変だということで心配しています。この道路は南部地域の都市計画づくりで、大きくやっぱり影響してくる。この後の問題をよく考えて処理していただきたい。このように思う次第であります。十分にこれは対策を練るように伝えておきたいと思っております。

あと、特に南部地区内に都市公園もあるのです。この公園について、なかよし公園、松原公園、浜脇公園、3点についてどうなっているのか、どのように管理しているのか、使用状況等含めて端的に説明願いたいと思っております。

- 公園緑地課長（橋本和久君） お答えいたします。

今言いました3つの公園につきましての整備状況と利用状況について説明いたします。

今挙げられた3つの公園は、昭和58年に供用開始された都市公園として約40年経過している古い公園でございます。なかよし公園につきましては平成17年にリニューアルいたしまして、主に一般市民による公園利用が主に行われており、地域の方はグラウンドゴルフの利用が年間利用として毎週水曜日、金曜日、日曜日の3日間申請が出ております。

松原公園につきましては、平成14年にリニューアルしています。温泉祭りの松原会場となっていて、盆踊り大会の利用やグラウンドゴルフの利用としましては、毎週月曜日から金曜日の申請がなされています。

浜脇公園につきましては全面的なリニューアルは行っていませんが、近年フェンス等の部分補修を行っています。競歩大会やグラウンドゴルフの利用につきましては毎週月曜日の申請が出ておりまして、その他短期間で工事の仮設事務所等工事関係の占有が行われています。

今説明いたしました各公園の申請による稼働率につきましては、なかよし公園が約43%、松原公園が約71%、浜脇公園が約15%となっております。

- 25番（首藤 正君） この公園の中で、一番問題はやっぱり浜脇公園なのです。都市計画法の公園を受けて、20年になるのですけどね、20年間いじくっていない。公園の体をなしていない。そして、全面的にやり替えなければいけないと思います。そして公園は、非常に地域のお年寄り、子ども、福祉に関する問題と関連してきます。

そこでね、この公園の問題は、今課長が申し上げたとおりでありますけれども、この地域の公園等を含めた福祉の実態ですね、これはどうなっているのか、そして今後南部地区の福祉をどのようにやっていきたいのか。市民福祉部長、ちょっと教えてください。

- 市民福祉部長兼福祉事務所長（田辺 裕君） お答えします。

御指摘、先ほどありました南部地域は、市内で高齢化の進展が早い地域であります。しかし、地域の各自治会の皆様、民生委員児童委員の皆様、医療機関、福祉機関の活動が活

発であります。

また、南部の手、浜脇母親クラブ、野菊の会など、健康や子育てなどの分野でも熱心に活動をいただいているすばらしい地域資源があると認識しております。

現在、大分県では健康寿命日本一、子育て満足度日本一を目標に掲げております。南部地域での皆様の活動が、別府市においての同様の推進につながるとともに、市全域への広がりも期待されます。ほかの地域にはない特色を持った健康づくり、地域づくりに適した南部地域に令和3年4月、地域交流センター、児童館、保育所、子育て支援センターを併せ持つ、多世代交流施設おひさまパークが設置されております。今後もこの施設を核として、少子高齢化社会における多世代交流の取組を充実し、市内でも先進的な地域として、また南部地域のさらなる中規模多機能自治の推進にもつなげていきたいと考えております。

- 25番（首藤 正君） 部長ね、地域のことをよくつかんで理解していると思いますね。恐らく、部長の仕事柄、市民と接して話す機会が多いからそういう細かいところまで手が届いているのではないかと思います。

先ほど公園の問題言いましたけどね、子どもたち、お年寄りはこの公園をうまく利用される方策を考えていただくことによって、子どもとお年寄りの大きな福祉の向上につながります。ぜひまた、担当課とも相談しながら公園の、いい公園を作っていただくように話をさせていただきたい、このように思います。

特に、浜脇公園は20年間何もいじくっておりません。これは非常に大きな問題を抱えています。公園の中にビルがあったり病院があったり、民間があったり、民間の家があったり、非常に危険な場所であります。これはもう地域から早くそういう方々の危険なときに対処するために沿路を作ってほしいという要望も出ておりますけれども、これは沿路とともにあの辺の全体的な、一体的な計画を考えて、早急に実施をさせていただきたい、このように要望しておきます。

そこで、市長、もう2期8年やられて終わろうとしてます。南部地区に対しては、市長に就任以来非常に南部の振興を考えていただきまして、南部も落ち着いたまちで、いい仕事をさせていただいておると私は思っております。地区住民がですよ、いい仕事していると思います。しかし、部長が申し上げたように、大きな課題、特にイズミの問題と楠銀天街の問題、これらは南部地域にとっては大きな課題事項であります。今まで市長にいただいた南部に対する発展策と併せて、今後新しいやっばり南部地域の形成を作り上げていかなければならない、このように思っています。

そこで、最後の締めとして、市長、南部地区に対する市長の考えを述べていただければありがたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

- 市長（長野恭紘君） お答えをさせていただきます。

まず、南部地域に対して首藤議員が40年間尽力をいただいたことに対して敬意を表し、感謝申し上げたいというふうに思っております。

おさらいの意味で、私が市長に就任して以来、約8年間になります。担当職員、部課長と一緒に南部地域のしてきた、行ってきた事業をちょっと見直してきました。その中で、いろんなところで首藤議員のお力添えがあったというふうにも思っております。そういう意味で、ちょっと長くなるかもしれませんが、おさらいの意味も含めて今後につなげるためにも、ちょっと御答弁を、それを踏まえて御答弁をさせていただきたいというふうに思います。

平成27年、私は市長に就任させていただきましたが、これで先ほどから出ておりましたようにプロジェクトチームを作りました。それから活性化に向けた提言をいただき、それから別府市南部振興基本計画をそれに伴って策定させていただいた。そして、これも

先ほどお話出ておりましたが、地域にとっての大きな懸案でありました旧南小学校の跡地ですね、ここにおひさまパークが整備され、これは地元の皆さんにも今大変に喜んでいただき、御活用していただいているというふうに思います。

それから、これも出ておりましたが通称レンガホールですね、レンガホールにはB-i-z LINKが拠点を構えて、今、様々な大学生、留学生も含めて、国内外の皆さん方が将来起業・創業、また別府を何とか盛り上げていこうと、そういう機運を醸成する核施設として今大きく飛躍をしようとしております。このレンガホールのB-i-z LINKの拠点化につきましては、内閣府の地域再生計画の認定をいただいて、アーティスト、クリエイターの情報発信、活動の拠点がここはレンガホールと、また新しく生まれ変わってできるといふことをございますので、これにも大きな期待をされるところであります。

それから、楠町にはフロムン別府ハウス、移住のいわゆるお試し拠点ということでフロムン別府ハウスを開催させていただきました。清島アパートを初め、南部は本当にアーティストが今非常に注目をしている地域だというふうに思います。アーティストも、この10年間ぐらいで数百人移住したというような話も全体としてお聞きをしておりますので、このアートというのも一つの大きな切り口であるというふうに思います。

それから、楠銀天街については、これも南部ひとまち協議会が御尽力いただいて、これから必ずこれは実現ができる、解決ができるというふうに思っております。共同温泉についても、南部のひとまち協議会が協議をさせていただいて、また新たな保存維持の取組を開始をさせていただいていると。

それから、旧浜脇中学校についても、今は協議中でありましてけれども、ここは地域の皆さんにも愛される、また防災の拠点にもなるということでも存続、そしてまたさらに発展をさせていくという拠点になるのではないかとこのように思っております。内成棚田線も廃止されましたけれども、先般議員もおみえになっておりましたが、コミュニティバスを運行して利便性の向上にも図っているところであります。浜脇秋葉線、これも今皆さんに若干御面倒をおかけしていると思っておりますけれども、必ず地域にとって最終的には喜ばれるものになるのではないかとこのように思っております。

以上のいろいろなことを申し上げましたけれども、南部のプロジェクトチームの中でも4つの提言がなされております。その4つの視点というのは、大まかに申し上げますけれども、南部の歴史、伝統、文化、産業、これを徹底的に磨いて、そしてそこでまた新しいものを掛け合わせて、昔からの伝統をしっかりと残し、未来につなげながらも、先ほどのB-i-z LINKや、また旧浜脇中学校、そして楠銀天街のこともあります、サザンクロスのことでもあります、そういったもの全てを含めて、新しいもの、そして昔からのすばらしいものを掛け合わせて、さらに南部地域を魅力あるすばらしい地域へと発展させていくということだと思います。これは必ずこれから先、皆さんと一緒に実現をしていきたいというふうに決意をしているところでございます。引き続きまして、議員の御指導を賜りたいというふうに思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○25番（首藤 正君） 次期選挙も3期、長野市長が担うのではないかと、このように思っております。南部について、市長のこれからの在り方もお聞かせ願いました。ぜひ、これから実現されるようお願いをしておきたいと思っております。

議長、あと浜脇中学校の跡地問題について通告しておりますけれども、これは議運で同じ議題の場合は打合せをして調整してくださいという話もありました。私と同じ問題を日名子議員が出しておりましたので、日名子議員と調整いたしまして、日名子議員が浜脇中の跡地問題を議論することにしておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

(議長交代、副議長小野正明君、議長席に着く)

- 9番(三重忠昭君) 市民クラブの三重忠昭です。

それでは早速質問に入らせていただきます。

教育行政について、まず初めにインクルーシブ教育についてであります。

このインクルーシブという意味、包摂性、一定の範囲の中に包み込むといった意味があるというふうに聞いていますが、学校現場でのインクルーシブ教育では、障がいのある子どもとない子どもがともに学ぶということですが、近年その特別な支援を必要としている子どもが増加しているということでもあります。

そこでまず初めの質問ですが、現在小中学校において、特別な支援を必要としている生徒の人数はどのくらい在籍しているのかを聞かせてください。

- 学校教育課参事(太田 悟君) お答えいたします。

小学校は531名、中学校は143名の、合計674名です。

- 9番(三重忠昭君) 小中合わせて674名ということで、これ実際本当は市立幼稚園に在籍している特別な支援を必要とする園児等もおおると思いますので、実際もうちょっと数が多いのかなというふうには思っています。

それでは、その特別な支援の必要な生徒の保護者からの要望や聞き取りはどのようにされているのかをお答えください。

- 学校教育課参事(太田 悟君) お答えいたします。

幼稚園入園前につきましては、例年1月中旬から2月初旬に各幼稚園が行う新入園児保護者会において、保護者からの相談を受ける機会を設けております。

また、小学校入学の前年には就学相談会を3回実施し、子どもの状況や保護者の思いや願いなど、丁寧に聞き取り、入学後の支援につなげております。入園や入学後も、保護者の思いや願いを随時聞き取り、合理的配慮や多様な学びの場の提供に努めております。

- 9番(三重忠昭君) ありがとうございます。住み慣れた地域にある幼稚園、それから小中学校に通わせたいという保護者からの聞き取り、これはもう言うまでもありませんけれども、子ども一人一人様々な状況があるわけで、今後も引き続き丁寧な対応をお願いしたいと思います。

また、別府市においてもそういった子どもたちの対応に特別支援教育支援員、いわゆるいきいき支援員さんですね、その方々を配置していますが、現在何名任用されているのか、また現状の配置で十分に足りているのか、それから現場からの要望などがあれば聞かせてください。

- 学校教育課参事(太田 悟君) お答えいたします。

特別な支援を必要とする児童生徒は年々増加傾向であり、支援内容についても多様であること、また転入等により対象園児、児童、生徒が増加した場合への対応など、学校からは増員の要望を受けております。今年度当初は48名を任用していましたが、9月に1名を追加任用しており、合計49名を幼稚園に5名、小学校に36名、中学校に8名配置しています。

さらに、現在は2名の追加募集も行っているところでございます。

- 9番(三重忠昭君) ありがとうございます。途中からも追加募集を行っていただいているということで、実際に特別支援の子どもが増加が、増加しているということ、それから幼稚園、小学校に入って年度途中ですね、いわゆる学期途中でも、実際学校生活を送り出したら、あれっとうこういうふうに感じる子どももいる、そういったことが少なくないのだという現場からの声も聞いていますので、また引き続きそこら辺の配慮をよろしく願いしたいと思います。

それから、この支援員さんのやはり負担も、かなり今もう大きくなっているというふう

な声も実際に支援員さんの方からも聞いておりますので、現場の実態、それからいろんな想定を踏まえて、今後も増員、それから年度途中での柔軟な対応と任用の対応等をよろしくをお願いします。

それでは次の質問ですが、別府市はともに生きる条例を制定していますが、この特別支援教育支援員、いきいきさんの人数や、支援学級と通常学級の生徒と一緒に学習する交流学习の場面において、いろいろ課題があるのではないかというふうに思われますが、どのようになっているのかを聞かせてください。

○学校教育課参事（太田 悟君） お答えいたします。

特別支援教育支援員による支援は、子どもの状況により個別支援や全体指導の場における見守り活動を行っていますが、支援員1人が受け持つ人数に換算すると、約15人となる状況です。また、通常学級で支援学級の児童生徒と一緒に学習する際、1学級的人数が40人以上になることがあります。そのような状況により、特別支援教育支援員の支援の拡充に向け、検討しているところです。

なお、1学級40人以上となる学級については、学校に割り振られた教員数の中から、学校長の裁量で学級数を増やし、学級担任とする場合もあります。

○9番（三重忠昭君） 支援員さん1人当たりの人数に換算すると15人ということで、先ほど指摘しましたけれども、やはり負担が大きくなっているのかなというふうに思います。

そして、今の答弁最後のほうにありましたが、実は今回このインクルーシブ教育の質問を取り上げた大きなポイントの一つとして、問題提起になるのですが、子どもも通常学級と特別支援学級で別々にその人数をカウントしているという点なのですね。これがやはりちょっと、私としては問題ではないかなというふうに思っているのです。

というのも、現在大分県では小1、小2、中1で1クラス30人学級を導入しております。国の方針によって、小学校3年も今年度より35人学級となり、これから1学年ずつ段階的に引き下げられ、少人数学級が進められていくわけですが、今現在学校の通常学級において、支援学級の子どもと一緒に交流学習を実施していますが、例えば38人の通常学級に4名の特別支援学級の生徒がいる場合、1クラスの児童生徒数が42人となります。こうなると、本来なら定数を超えるため2クラスに分けなければならない、そしてよりきめ細かな教育を実現させなければならないが、実際にはそうならないわけでありませぬ。場合によっては学校現場で割り振られた先生方をやりくりしながら、裁量でやりくりしながら対応しているという実態があるということは、やはり問題ではないのかなというふうに思っています。

そこで次の質問ですが、このような支援学級の子どもをカウントした場合、数に含んだ場合ですね、人数が定数以上となるクラス数がどのくらいあるのかを聞かせてください。

○学校教育課参事（太田 悟君） お答えいたします。

令和4年5月1日現在の在籍数から、支援学級の児童生徒数を加えた場合に、1学級当たりの定数の上限人数を超えるのは小学校が8校で20学級、中学校が1校で4学級となります。しかし、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に基づき、児童生徒数は通常学級と特別支援学級で別々にカウントしており、その人数に応じて学級数や教職員の定数が決定されています。

したがって、制度上1人の児童生徒を通常学級と特別支援学級でそれぞれ二重にカウントするという事はできないということになっております。

○9番（三重忠昭君） 今の現時点ではそういう法律があり、制度上厳しいということですね。ただ、その中で先ほど申し上げましたけれども、市教委としても保護者対応や支援員さんの配置、また学校現場も校長裁量で工夫をしながら対応をしている。ただ、やはりこれから学年が上がるにつれ当然勉強も難しくなっていくますし、心身ともに子どもたちも成長

していく中で、やはり集団への適応がなかなか厳しくなってくるのではないかなど。ただ、実際そういう中で実際支援学級、それから交流学級の担任の先生たちが合理的な配慮をしながら頑張っていたいただいているわけですが、それでもそもそも国が定めたいわゆる35人以下が適正だというふうにされているのに、実際蓋を開けてみたら35人以上になっているという実態がある、それをまたクラスを分けていないという実態がある。なかなか適切な教育につながるのかなというふうに疑問が湧いてくるわけ、難しくなってくるのかなというふうに思っています。実際にインクルーシブ教育だとか少人数学級の推進という、本当の意味でのそういう教育になっているのかなというふうに感じているところです。

それでは、そこでそれを踏まえて次の質問ですが、市教委として今後の対応、そしてその制度改正に向けた働きかけなど、どのような見解を持っているのかを聞かせてください。

○学校教育課参事（太田 悟君） お答えいたします。

市教委といたしましては、特別な支援を必要とする児童生徒一人一人に応じた適切な教育や支援が行き届くよう、個別の教育支援計画や個別の指導計画に基づいた、個に応じた支援を引き続き推進いたしたいと考えております。

また、通常学級の少人数化や特別支援学級編制の改善に向けた標準法の改正の早期実現、及び特別支援教育の充実のための人的配置と財政的支援の拡充等の制度改正につきましては、教育長会議等を通じて県や国に引き続き強く要望してまいりたいと考えております。

○9番（三重忠昭君） ぜひ、積極的な働きかけをお願いしたいと思います。

もう重ねてですけれども、この特別支援の指導についてはこれからますます重要になってくると思っています。実際、国においても特別支援教育を受ける生徒の増加によって、その担い手となる教職員の育成や増員が今議論されているところであります。

また、つい先日でしたけれども、国連の障害者権利委員会からも、日本政府に対してインクルーシブ教育の確立についての勧告が出されていきました。そういう新聞報道も私も読みました。ぜひ、別府市として独自に、今既にもう取り組んでいただいていますけれども、独自に取り組めるものについては、これまで以上のさらなる充実に向けて進めていっていただきたい。また、今答弁ありましたが、県の教育長会議や市長会を通じて、制度上の課題や問題点の改善に向けて働きかけていっていただきたいと思います。たしか先日の県内の市長会でも、教職員の現在なり手の不足の問題というのが何かたしかテーマに上がっていたのではないかなというふうなことも聞いておりますので、ぜひ市長もこの問題点、教育委員会と一緒に考えていただいて、働きかけをしていっていただきたいというふうに思います。

それでは、このインクルーシブ教育について終わり、次の、日本語指導が必要な外国にルーツのある子どもたちの教育支援についての質問に移りたいと思います。

これも、実際考えてみればインクルーシブ教育の一つであるというふうに考えています。日本語指導が必要な外国にルーツのある子どもたち、この質問については令和元年の第2回定例会において小野議員が、副議長が取り上げました。その際に、この外国にルーツのある子どもたちの支援について新しい体制を考えていきたいという旨の答弁がされておりました。あれから3年がたったわけですが、現在どのように進んでいるのかを確認しながら、まずは質問をしていきたいと思いますが、まずは日本語指導が必要な外国にルーツのある子どもたちは現在どのくらいいるのか、聞かせてください。また、学校に通っていない、いわゆる不就学的人数、それからその子どもたちへの支援がどのようになっているのかを聞かせてください。

○学校教育課長（松丸真治君） お答えいたします。

日本語指導が必要な児童は27名、生徒は6名です。不就学は令和4年8月31日現在、

2名です。転入の際に、保護者に就学の意向を確認しています。不就学の児童生徒については、ホームスクールや塾、オンライン、フリースクール等の活用希望によるものですが、意向が変われば就学の対応ができる旨を伝えています。

また、外国籍の新入学の児童生徒については、日本語及び英語の入学案内状及び就学援助のお知らせを郵送するとともに、入学希望の有無が確認できない場合は、家庭訪問による就学勧奨を行っています。

○9番（三重忠昭君） 分かりました。

それでは、現在日本語指導が必要な外国にルーツのある子どもたちへの支援体制はどのようなものか、また、これまでとは違う言語やその生活習慣、文化によって、子どもたちも大変不安を抱えているのではないかと思います、その子どもたちへの心のケアがどのように行われているのかを聞かせてください。

○学校教育課長（松丸真治君） お答えいたします。

本市では、外国人子女等教育相談員派遣事業を実施しており、幼稚園では通訳などの母語支援、小中学校では日本語指導を中心に支援を行っています。

また、別府市地域教育力活性化事業によるボランティアや学習指導員が、母語支援や日本語指導の支援を行っています。併せて日本語指導アドバイザーの派遣を県に依頼し、初期指導や日本語能力に応じた指導法を検証することで、支援体制の構築と充実を図っています。

心のケアについては、日々の生活の注視や関わりにより、対象の子ども及び保護者の心情の理解に努め、学校の教員、スクールカウンセラー等による支援を行っております。また、子どもや保護者ができる言語を通して、教育相談員が悩みを聞き、学校の教員につなげていくこともあります。

○9番（三重忠昭君） 子どもたちは、やはり自分の意思とは関係なく家族の事情や、直近で言えばウクライナからの避難された方のように国の事情で日本に来ることになり、多くの不安を抱えていると思いますので、またよりきめ細かな対応をお願いしたいと思います。

それでは次の質問ですが、日本語指導だけでなく、それぞれの母国語を、この母語支援に特化した支援はどのようになっているのかを聞かせてください。

○学校教育課長（松丸真治君） お答えいたします。

教育相談員は児童生徒の実態に応じて日本語指導と母語支援の両方を行うことがありますが、母語支援のみに特化した支援は行っておりません。ボランティアや学習指導員の中には、児童生徒と母語が同じ外国人の方もいらっしゃるのですが、そのような方には母語支援を行っていただいております。小学校低学年で来日した児童の場合は、来日後も母語の習得を意図的に促進させるか、日本語の教育をしっかりと行うかしないと、どちらの言語も思考する力が未発達となるダブルリミテッドの状態になることがあります。学校での授業や日本語指導だけでなく、家庭や地域のボランティア団体と連携協力して、母語や保護者が持っている母国の文化の保持についての支援も必要であると捉えております。

○9番（三重忠昭君） それでは、そういった言語指導、支援ですね、これで重要になってくるのが教育相談員の人材確保になるわけですが、現在その人数と、その人数で今実際十分な支援が行えているのかを聞かせてください。

○学校教育課長（松丸真治君） お答えいたします。

日本語指導に関わっている大学関係者や外国人児童生徒の支援に関わっている方等から紹介を受け、教育相談員として登録していただいております。本年度、1学期は14名の教育相談員にて支援を行っております。担当校のかけ持ちも行っていますが、当該児童生徒への支援の充実を図るために、ボランティアにも支援に当たっていただいているところです。

日本語の習得については、個に応じて伸長に差が生じている現状があります。特にほとんど日本語ができない段階の児童生徒については、初期指導を短期に集中して行う等の対応を行い、1年間の指導で生活言語としての日本語がある程度できる段階までの力をつけることを目標としていますが、1年間以上の時間を要することがあります。現在、支援体制の改善に向けた検討を進めているところです。

- 9番（三重忠昭君） この人材の確保、また指導の充実を図ることについては、以前の議会でもその難しさが課題であるといったことが指摘をされておりました。やはり、その課題解決の一つとして、教育相談員を増やしていくためにはやはり相談員の処遇改善も必要ではないかと思うのですが、その見解を聞かせてください。

それともう一つ、今後の日本語指導の一つの方法として、拠点校を設け、そこに人員を配置していくなどの方法も検討していく必要があると思うのですが、この2点について見解を聞かせてください。

- 学校教育課長（松丸真治君） お答えいたします。

教育相談員の謝金は時給1,000円、交通費1回500円、指導可能時間は日本語指導については1人につき年間55時間程度、幼稚園の通訳については1人につき年間48時間程度です。

拠点校の設置については、他県において日本語指導教員を常駐させ、通級による指導支援を行うことで、学ぶ機会の確保と充実を図る取組を行っている事例があります。

処遇及び拠点校の設置についても、他県、他市町村の取組を参考にしながら、別府市の状況に応じた受入体制についての検討を進めています。

- 9番（三重忠昭君） ぜひ、いろんな方法を考えていってもらいたいと思います。それからまた、指導に携わる方々が時間的にも経済的にも安定して関われる環境を作っていただきたいと思います。子どもたちが日本での暮らしに早く適応できるよういろいろな方法、これまで携わってきた関係者の方々としっかりと連携を取りながら協議を重ねて、取り組んでいっていただきたいと思います。

それではこの外国語指導についての最後の質問になりますが、今後の具体的な計画があるのかを聞かせてください。

- 学校教育課長（松丸真治君） お答えいたします。

県の補助事業を有効に活用しながら、別府市としての支援の在り方について、できるだけ早く再構築したいと考えております。

- 9番（三重忠昭君） 県の補助事業を有効に活用しながらということですが、もし可能であればぜひまたこれまで以上に別府市としても、積極的な財政措置を図っていただきたいなというふうに思います。

今回、この質問をするに当たって、教育委員会ともいろいろと事前には話をし、率直に感じたのは、教育委員会の中としてもしっかりと前向きに、いろいろと考えていただいているなというふうなことは感じ取れました。

ただ、今申し上げたように、限られた予算の中で人員やそういう教育環境整備に苦慮されているなというふうに感じておりますので、重ねてですがぜひ財政的な措置をよろしくお願いしたいと思います。

それから、これは国や地方自治体にも、日本語を学びたい外国人には日本語を教える責務を課した日本語教育推進法というものも成立しています。どの程度の教育環境を用意するかはそれぞれ自治体の判断になると思いますが、やはり国際観光温泉文化都市として、別府市の特性、実際にこの大分県内でも日本語指導が必要な子どもたちが一番多いのはこの別府市であります。そのことから、ぜひ対応をお願いしたいと思います。

それから、これはちょっと余談かもしれませんが、3年前に行われたラグビー

ワールドカップですね、私自身ラグビーというのはあまりよく知らなかったというか興味がなかったのですが、日本代表の試合を初めて見たときに、日本代表チームの中に外国人選手が多いというのは正直驚いた一人でありました。日本に属するラグビー協会の選手が代表という考え方が、野球であったりサッカーとは違うのだなど。先ほどのインクルーシブ教育も同様ですけれども、共生社会やグローバル化ということは大事だと頭の中ではもう分かっているものの、実際に自分の中でもそれを一つの問題として捉えていなかったのか、要するに自分の中にもまだ閉鎖的な部分があったのかなということ、この質問を考える上で非常に反省をしているというか、気づかされた部分があります。いずれにしろ、こういう国際的な感覚を身につけたり、多様な文化や考え方、それから身の回りにいろんな立場の子どもたちがいるということ、社会や学校、それから行政がしっかりと育てていくことは、別府市にとって必ずプラスになっていくものというふうに思っています。これも、ラグビーワールドカップが残したレガシーの一つと言えばそうなのかもしれません。ぜひ、教育委員会だけでなく、市長、よろしくお願いをしたいと思います。

それでは、この教育行政最後の質問になりますけれども、市立幼稚園の預かり保育についてです。

この預かり保育については、事業の導入に当たって当初というよりも事前から、預かり支援員の確保について厳しい指摘をしてきました、確保できるのかなというところで。結果的に、それは今現在においても毎年支援員さんが来てくれるのか不安が続いている状況に変わりはありません、実際に今年度も、預かり保育実施の2園で、年度途中で預かり保育支援員さんの欠員が生じたと聞いております。

そこで、預かり保育が通常どおりにできたのか、また改善策を考えているのかを聞かせてください。

○学校教育課長（松丸真治君） お答えいたします。

欠員は1か月ほどでしたが、同じ園の預かり保育支援員が時間外で対応したり、幼稚園教員が手伝ったりしました。また、他の幼稚園教員にも預かり保育の対応をお願いいたしました。職員の方々の対応で、預かり保育は通常どおり行うことができました。欠員が生じる場合は、預かり保育支援員の確保を迅速に対応していきたいと考えております。

○9番（三重忠昭君） 新型コロナウイルス感染症によって、教職員それから支援員さんの感染、それだけでなく場合によっては子どもたちの感染で休園となったりした場合に、緊急的な対応に、以前は緊急的なそういう状況に備えて支援員さんを登録をさせていただいたと、確保していたというふうに聞いているのですが、現在それは対応していないということを知っています。やはりこれは必要ではないかというふうに考えているのですが、支援員の確保を初め、場合によってはこの預かりの方法について新たな、これまでとは違う新たな改善策を打っていくべきであると考えていますが、どのように考えているのかを聞かせてください。

○学校教育課長（松丸真治君） お答えいたします。

以前は預かり保育支援員が病気等で勤務できない場合等において、代わりに預かり保育を行う緊急対策支援員を登録し、月9日以内、勤務時間1日5時間以内で派遣していましたが、同様に人員を確保することは難しい状況です。

今後は安定した預かり保育を継続する上でも、預かり保育支援員や幼稚園教員の負担を軽減する上でも、預かり保育の実情に応じたよりよい在り方について検討を進めるとともに、預かり保育支援員の安定した確保に向けて取り組んでまいります。

○9番（三重忠昭君） これ毎回同じような答弁になるのですが、実際でもそれで確保ができてないという現状、確保に苦慮しているという現状があるのです。会計年度の任用のこういう制度が変わって、なかなか会計年度の就労形態とか条件では支援員が確保

できないというようなどころもあるのではないかなというふうに思うのです。柔軟性を持った就労形態であるとか、雇用条件を例えば予算内で、場合によってはその年度途中で変更するとか、そういったことも考えていく時期に来ているのではないかなというふうに思っています。

それからこれは一つの提案なのですけれども、夏休みなどの長期休暇のときに、市内にある短大や大学で保育士や幼稚園教諭を目指す学生の方々に、学校に働きかけて、一応研修という目的でもいいです、できれば予算措置をした上でボランティアというか、手伝いに来てもらうようなことも一つの方法として考えてみてもいいのではないかなというふうに思っています。やはり子どもを見守る大人の目が多ければ多いほどいいわけであって、それはまた支援員さんの負担軽減にもつながるのではないかなというふうに思っています。残念ながら、ここ最近連続して、他県でしたけれども、これは保育所でしたけどね、送迎バスの置き去りがありましたよね。やはりもう人手不足で、そこに携わる人たちが自分たちの業務に集中できなくなっているというのが、やっぱり大きな要因の一つだと思っているのですよね。だからそういうことを考えるときに、やはり安心・安全な幼稚園の環境を作っていくためには、これ以前から言っていますけれども、やはりせめて退職者が出たときには幼稚園教諭の採用を考えるとか、そういったこともしっかりとやっぱり考えていく必要があるのではないかなというふうに思っております。

そのことを申し上げてこの項の最後の質問に移りますが、次は子育て支援の部分ですね、市立幼稚園における子育て支援について、その一つである小さいお友達の日の取組について、現在どのような取組をしているのか聞かせてください。この小さいお友達の日の取組は、地域における幼児期の教育のセンター的役割として重要と考えておりますが、ここ最近コロナが発生してからは、何か開かれていないというふうに聞いていますが、どのようになっていますか。

○学校教育課長（松丸真治君） お答えいたします。

小さいお友達の日は、感染拡大防止の観点により、令和2年度から中止しております。しかし、未就園児や集団生活を知る場となるとともに、保護者にとっては子育て相談をしたり、ほかの保護者とつながったりする機会となり、地域の子育て支援につながる取組であると捉えております。

今後、感染状況を鑑みたくて、感染対策を講じながら実施について検討していきたいと思っております。

○9番（三重忠昭君） よろしく申し上げます。コロナによって生活環境が変わったり、在宅時間が長くなったことで、それが原因の一つで児童虐待のリスクが高くなっているということも指摘されています。実際に、全国的にも児童虐待件数過去最多というふうに速報値も出されていますし、先般別府市においても虐待の相談件数が高止まりしているという状況も言われておりました。

そもそも、この小さいお友達の日も、別府市の市内で起きた虐待事件を受けて、その未然防止の観点から始まったわけですね。そして保護者と交流の場を持つということ、子育て支援の一つとして始まったわけです。ぜひしっかりと、そういう状況も踏まえて考えてもらいたいと思っております。先般、穴井議員からも、今、幼稚園、保育所にも行ってない、言われる未就園児の問題についての指摘もありました。国も、これに対して積極的に取り組むということになっています。ある意味では、別府市がそれを先駆けてやっているわけですね。ぜひ、しっかり取り組んでいただきたいと思っております。

それでは最後に、教育行政最後の質問になりますけれども、こういったようにこの公立幼稚園では、教育だけではなく、冒頭のインクルーシブ教育もそうですね、支援を必要とする子どもたちを受け入れる、いわゆるセーフティネットとしての大きな役割を果たして

います。さらに、これから公立幼稚園では複数年保育の必要性も言われている中で、これから今回の補正予算の、たしか議案にも上がっていましたが、就学前教育・保育ビジョン、それから振興プログラムを示していくということでありましたが、やはりこの中にしっかりとそういう公立幼稚園の役割を踏まえて、それを示していくことが必要だと考えていますが、その考えを聞かせてください。

○学校教育課長（松丸真治君） お答えいたします。

就学前教育・保育ビジョン、就学前教育・保育振興プログラムは、令和3年度別府市就学前の子どもに関する教育等協議会の報告書にある、特別支援教育の充実や、幼保小連携の推進については、市立幼稚園が中核の役割を担い、公立小学校と私立幼稚園、保育所、認定こども園とのネットワークを充実させてほしい等の意見を踏まえ、作成する予定です。

○9番（三重忠昭君） これはぜひともよろしくお願いします。これについては、またこれからの部分になりますから、また今後も私も注視しながら、また途中経過なども含めながらこの一般質問等々でも取り上げていきたい、議論していきたいというふうに思います。そのことを申し上げて、教育行政の質問を終わります。

それでは次の、健全な水道事業についての質問になります。ちょっと若干時間が押しておりますので、ちょっと幾つか質問を、場合によっては合わせてさせていただきますので、よろしくお願いします。

それでは最初に、水道管路の老朽化対策についての質問に入りますが、現在市内にはどのくらいの長さの水道管が敷設されているのかが1つ。それからまた、そのうち耐用年数を越えてる水道管がどのくらいあるのか、これが2つ目。そして3つ目が、この耐用年数を越えた水道管を全て更新した場合、事業費はどのくらいになるのかを聞かせてください。

○上下水道局工務課長（永井雄一君） お答えします。

令和3年度末時点の水道管全体の総延長は、約556キロです。そのうち、法定耐用年数の40年を超えた水道管、いわゆる老朽管につきましては約253キロメートル、割合にして約45.5%となっております。

この老朽管を全て更新した事業費ということでございますが、概算ではございますが管路延長約253キロメートルで、200億円を超えると思われれます。

○9番（三重忠昭君） 分かりました。

それでは、上下水道局として毎年どのくらいの費用をかけて、どのくらいの老朽管の更新を行っているのかを聞かせてください。

それと、今後10年後の老朽管の割合について、上下水道局が数値目標を持っているのであれば、その数値も教えてください。

○上下水道局工務課長（永井雄一君） お答えします。

事業費ということでございますが、令和元年度は約3億円で3.1キロメートル、令和2年度は約3億3,000万円で2.3キロメートル、令和3年度は約2億7,000万円で2.8キロメートル、3年間で合計約9億円の事業費で、約8.2キロメートルの老朽管の更新を行っております。

また、目標値ということでございますが、別府市水道事業基本計画に基づき、10年後の老朽管の割合は62%を目標としております。

○9番（三重忠昭君） 分かりました。ここ直近の3年間で見ると、おおよそ3億円の予算をかけて、大体2キロから3キロの更新を行っているということで、先ほどの老朽化率等々の数字を見て、単純計算で考えれば、あくまでも単純計算ですけどね、考えれば全ての管路が終わるのに84年後ということですよ。約1キロの敷設代が大体1億円と考えて、250億円近い費用はかかるという計算になります、あくまでも単純計算です。ただ、その間に当然また耐用年数を越える管路が出てくる、それは先ほどの答弁からも分かるよ

うに、10年後に、これだけのお金と敷設替えをしながらも、10年後にはまたこれまで以上に、管路の老朽化率が今より上がっていることから推測できるのではないかなというふうに思います。

それからまた、予期せぬ災害とかまた別の要因など、管路の修繕なども出てくるものが予測されますが、本当に大変な事業であるということは本当に私も理解はしておりますが、とはいえやはり安全で安心な水道水の安定供給に向け、今後も効率的に進めていっていただきたいと思います。

そこで、次の質問に移りますが、今年度の当初予算では、この水の供給に関する収益的収支で5,000万円の赤字予算を組んでいました。これは、水道代の収入が減少することを示しているというふうに私は理解しておりますが、その理由にはコロナの影響であったり、人口の減少、それから節水器具等々、いろんな要因が考えられるのかなというふうに思っていますが、やはり給水した水量、配水量に対して、水道料金として収入の合った数量の割合である有収率の向上に向けた取組が欠かせないというふうに思っています。

そこで、直近この3か年の有収率の推移を聞かせてください。

○上下水道局総務課長（田原誠士君） お答えいたします。

浄水場からお客様に給水した水量のことを配水量、水道料金として収入となった水量のことを有収水量と呼びます。さらに、ただいま議員お尋ねの配水量に対する有収水量の割合を有収率と呼びますが、この有収率の過去3年間の推移につきましては、令和元年度86.45%、令和2年度か86.77%、令和3年度が85.58%と、毎年86%前後となっております。

上下水道局といたしましては、浄水場で作られた貴重な飲み水をわずかでも無駄にすることがないように、今後も有収率の向上に努めてまいりたいと考えております。

○9番（三重忠昭君） そうですね、せっかく作った水が無駄にならないように、しっかりとこの有収率の向上に向けて取組をしていってほしい、その思いで今日は質問しているわけでありまして、大体例年86%で推移をしているということで、この配水量に対して水道料金として収入に反映しなかった水の量がどのくらいになるのか、具体的によかったら答弁していただきたいということと、それからこの水を水道料金に換算するとのどのくらいになるのか、幾らくらいになるのかを教えてください。

○上下水道局総務課長（田原誠士君） お答えいたします。

令和3年度の配水量は1,509万8,221立方メートルで、有収水量が1,292万876立方メートルとなっております。議員お尋ねの、水道料金に反映されない水量には、火災時の消火作業で使用した水量や、市が敷設した水道管からの漏水量などが含まれますが、この水量は年間で217万7,345立方メートル、25メートルプールに換算いたしますと約4,000個分となります。

また、金額につきましては、一般家庭をモデルに算定いたしますと、およそ3億円となります。

○9番（三重忠昭君） 毎年管路の更新に約3億円の費用をかけて取り組んでいるものの、その一方で料金にならなかった水量、金額が約3億円ということですね。そして直近3年間の有収率を見ても、86%台でずっと大きな変化が見られませんが、そこにどのような原因があるのか、また上下水道局としてこの有収率の今後の目標値を立てているのかを、この2つを聞かせてください。

○上下水道局工務課長（永井雄一君） お答えします。

有収率が改善されない原因といたしましては、水道施設の損傷等により無効となった水量や、確認されていない漏水、漏水箇所からの漏水量、いわゆる不明水量などが減少しないことが挙げられます。これは水道事業の創設が大正時代と古く、さらに戦災を受けなかつ

たことで老朽管が多いことや、温泉管との併設などにより配水管が劣化しやすいなど、別府市特有の事情が要因として考えられます。

また、有収率の目標値ということでございますが、類似団体の有収率の平均値 88.86% を目標に取り組んでいるところでございます。

- 9番（三重忠昭君） 有収率を類団と同様にこれから2%近く、2%上げていくということで、これはできたらやっぱり期間を設けて、いつぐらいまでにといいやっぱり大きな目標を立て、やってもらいたいというふうに思います。

それでは次の質問ですけれども、この有収率の改善を目的に、現在漏水調査を行っていると思いますが、この漏水調査は業務に委託して行っているのか、または職員が行っているのかお聞かせください。

それから併せて、漏水調査にどのくらいの費用をかけ、どの程度の距離を調査しているのかも併せてお願いいたします。

- 上下水道局工務課長（永井雄一君） お答えします。

漏水調査につきましては、委託と職員による調査の両方で行っております。委託につきましては、住宅の密集している地域を中心に、専門的技術を生かした調査を実施しており、令和3年度の調査距離は約162キロメートル、委託費用は約1,100万円でございます。

また、職員の調査距離は約394キロメートルでございますが、漏水の発生が疑われるような緊急時においても調査を行っているところでございます。

- 9番（三重忠昭君） それでは、この漏水防止対策について局内に協議会等を設置し、何らかの対策を検討しているのか、それを聞かせてください。

それからまた、検討しているのであれば、その中で今後の具体的な改善策等が指摘されているのであれば、それも併せて聞かせてください。

- 上下水道局工務課長（永井雄一君） お答えします。

上下水道局では、平成28年度に、技術職員を中心に漏水防止対策強化委員会を立ち上げ、漏水防止対策についての協議を行い、各部署が連携することで強化を図っております。具体的には、配水池ごとの配水量、使用水量等各種のデータ分析、分析結果を踏まえての対策でございます。現在は有収率の低い地域をより細かく分割し、維持管理が容易となるよう有路計を設置することで、漏水調査を効率よく行うことを目指しております。

- 9番（三重忠昭君） 局内で委員会を設けて対策をしているということですが、それはそれでももちろん私も大切なことであると考えております。そして、職員の方々も頑張っておられるということは私も理解をしています。

ただ、やはり内部協議だけになるとどうしても、ちょっと言葉は適切ではないかもしれませんが、実際に今断水があつて困っているわけでもない、直接市民生活に影響が出てるわけでもないですから、何となくあなあになつてしまうというか、そういうふうになつてしまうのではないかなというふうに思われるのですよね。先ほどの有収率の目標値もお聞きしましたが、毎年管路を新しくして、漏水対策もしているのですが、収入につながらなかつた水があり、しかも今後も、配水量そのものが減少傾向にある中で、有収率そのものを上げていくことは結構大変なことだというふうに私は感じています。やはり、漏水対策も含めて、根本的な対策の見直しというものも必要ではないかと感じています。

そしてそのためには、例えば今後の対策について、内部ではなく外部の専門家であったり、また場合によっては各自治会から市民の方々に入って、様々な視点から指摘を受けながら、今後の対策を練っていく必要もあると感じています。もちろん、我々議員もそういう市民の代表として今こういう場で発言しているわけでありましてけれども、この人口減少社会の中で、インフラについてどう再構築していくのかとか、そういった問題をぜひそう

いった課題を市民の皆さんと共有していく上で、そういった協議会を作っていくことも今後必要になってくるのではないかなというふうに思っていますので、そのことはぜひ一つ提案として、ぜひ検討していただきたいというふうに思います。

それでは、人材についてになりますけれども、上下水道局は専門的な知識や技術を有する技術職員を必要とする事業であることから、人材育成というのがとても重要だと考えていますが、現在育成、採用など、どのように考えているのかを聞かせてください。

○上下水道局総務課長（田原誠士君） お答えいたします。

上下水道局といたしましても、技術職員の採用と育成、技術の継承はとても重要なことだと認識しております。今後も上下水道事業を継続し、市民に対しまして安全な水を安定して供給し続けるためには、一定の人員は必要だと考えておりますが、業務の見直しや経営努力に努めながら、並行して技術職員の資質の向上を目的とした人材育成と、技術の継承を継続していこうと考えております。

○9番（三重忠昭君） ぜひ、それはお願いしますね。これはもうどの業種であれ、事業を行うのは結局は最後人なのですね。水道事業は公共の福祉であり、市民生活や経済活動を支える重要なライフラインでもありますし、ある意味では命のインフラだというふうにも思っています。それを維持管理していくのは、やはり公的機関でなければならないというふうに思っていますし、その中での人材育成をしっかりと図っていただきたいと思えます。

それでは、今日の最後の質問に入りますが、これまでいろいろと指摘をしましたが、今後さらに老朽管が増えていくことで、漏水が発生して有収率が低下することも当然予想されるわけです。それで、これまでの取組ももちろん大事ですけれども、やはり先ほど申し上げましたが、想定していたような結果が伴わない場合、または、実際今もう例年ずっと同じような数値で来ていますから、やはりこれまでとは違ったちょっと大胆な、ある意味では失敗を恐れず思い切った取組も必要ではないかと考えていますが、現在行っている取組、それから今後の方針について聞かせてください。

○上下水道局参事（山内佳久君） お答えいたします。

水道事業におきましては、市民の皆様へ安全な水を安定して供給することが使命でございます。今までの答弁のとおり、今できるハード面での取組は現在進めておりますが、水道管の老朽化は進行しているのが現状でございます。

現在、新規の取組といたしまして、既存の水道管路台帳を活用し、管路や附属施設の状態や機能を的確に把握することができるよう、情報の整理を行っているところでございます。

今後も厳しい経営状況は続くと考えられますが、水道事業基本計画に基づき毎年実施しております漏水調査の結果を反映しながら、老朽化の著しい水道管や漏水多発地区を選定、耐震化を図りながら老朽管の更新も最優先に取り組み、事業の効率化、有収率の向上に努めてまいりたいと、そのように考えております。

○9番（三重忠昭君） ぜひ、改善に向けた大きな変化が起こるような対策をいろいろと考えて講じていていただきたいと思えます。人口減少の中で、結果的にその負担は場合によっては次の世代に回っていく、ただやっぱりそれは絶対に避けなければならないわけで、やはり上下水道局だけでなく市としても今のこの厳しい現実を踏まえて、しっかりとこの水道事業の将来像を描いて、我々議会だけでなく市民にも丁寧な説明をしていてもらいたい、理解を得ながら対策を講じていてもらいたい、そのことをお願いして私の質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（小野正明君） 休憩いたします。

午前 11 時 53 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

○副議長（小野正明君） 再開いたします。

○3 番（美馬恭子君） では、午後から 1 番の質問でよろしく申し上げます。日本共産党議員団の美馬恭子です。最初の質問からお願いしたいと思います。

地域医療構想から保健所の体制、病院体制ということで質問をさせていただきます。

地域医療構想というのは、皆さん御存じのとおり、超高齢化社会に耐え得る医療提供体制の構築ということで、将来人口推計を基に 2025 年に必要となる病床数を、4 つの医療機能ごとに推計した上で、地域の医療関係者の協議を通じて、病床の機能分化と連携を進め、効率的な医療提供体制を実現するというものです。

大分県は 6 医療圏域に分かれています。別府市は東部医療圏域の中に入り、日出、杵築、国東と一緒にあります。その中で、現在別府市としてはどのような位置にあるのかということについていつも考えています。別府市には公的な大病院が比較的多く存在していますが、高度急性期から回復期、慢性期、在宅医療への連携がかなり進んでいるのか、それとも今回コロナで見たようになかなか進んでいないのか、そういうところも大変気になっております。

医療圏域に関しては、これは県の中で策定していくものであり、別府市で話をするのは大変難しいものであるかもしれませんが、あえて別府市の中で、大分県の策定する大分県地域医療構想の中において、別府市の位置づけを市としてはどのように考えているのか、またその 6 医療圏域の中で、別府市の役割についてどのようにお考えになっているのか、お聞きしたいと思います。

○健康推進課長（和田健二君） お答えいたします。

大分県地域医療構想についてですが、地域ごとの医療機能の現状や医療ニーズなどのデータに基づく見直しを踏まえ、その地域にふさわしい医療提供体制や方向性を示すビジョンであり、大分県医療計画の一部として策定されたものです。別府市の属する東部医療圏域は、別府市を中心に人口当たりの病床数が県内で最も多く、高度急性期から慢性期にわたって各機能を専門に担う医療機関が充実していることから、北部医療圏や中部医療圏などほかの圏域からの流入が目立ち、高度急性期以外の急性期、回復期、慢性期の 3 つの医療機能の分類において流出を上回っています。

このようなことから、地域医療構想、6 医療圏域においても、地域医療における別府市の医療体制の役割は非常に重要な位置づけであるものと考えております。

加えて、地域医療構想の実現に向けて取り組むべき施策の基本的な方向として、病床機能の分化連携、在宅医療等の推進、医療従事者の確保養成、健康寿命の延伸、地域包括ケアシステムの構築が示されておりますので、県、東部保健所、東部医療圏域に属する医療機関等と関係を連携していきたいと考えております。

○3 番（美馬恭子君） 今、お答えいただきましたように、東部医療圏域の中でも別府市というところにはたくさんの病院施設があります。そのような中で、日出、杵築、国東を統括しておりますが、なかなか地理的に見ても広範囲でありますし、人口的に見ても、別府市を初め杵築市、国東市と大きな人口を抱えているところです。

そんな中で、都市部とは異なりまして広範囲に人口が点在しているのは、私が言うまでもないことであるというふうに考えています。しかし、別府市の中では動く範囲が限られていますが、医療圏域の中で急性期医療、救命救急を果たすべき病院に搬送される場合、おおむね 2 時間ということ範囲内に設定されていますけれども、これもなかなか厳しいものがあるのではないかなというふうに考えています。そして別府市の中の救命病棟に関しましても、病床数がそれほど多いわけでもありませんので、こういうときになかなか救急搬送するのも難しいのではないかなというふうにも考えています。県の面積から言えば、

全国では22番目、都道府県の人口数で言えば35番目ということを考えれば、土地は広い、その土地の中に暮らす人数が少ないということで、圏域を設ける場合にもかなり厳しいのではないかなというふうに考えています。

国の考え方では、1つの診療科に行く人口比率から見れば、まだまだ東部医療圏域の中には病床が多いというふうに判断されているようです。公的医療費の抑制、それから医療から介護、介護から地域自治体へということでシフトされていく中で、今一番大切にしないといけないのは、やはり別府市では市民の命であります。命のとりでとして、本当に民間病院、大病院、そして診療所が大きな役目を果たしている中で、これから地域での生活をしていくに当たり、きちっとした介護ケアも必要になってくるのではないかなというふうにも考えています。

そんな中で、ぜひ在宅医療に関してのケアについても、これから体制整備が必ず必要であると思います。別府市がどのように考えているかという点を大分県にも上げていただいて、ぜひしっかりと東部医療圏域の中での考え方を構築していただきたいと思いますというふうに考えております。検討委員会が何回か開かれていますし、東部のほうからも別府のほうからも、その会議には参加されているということも聞きました。なかなか声を上げるには、周りの話も聞かないといけませんし、難しいものもあるかと思いますが、国が言っている地域医療構想の中で必ずや一番大切にしないといけないのは、一番狭い範囲の市町村単位だというふうに考えていますので、ぜひその点を踏まえて今後も声を上げていただきたいというふうに考えております。よろしくお祈りします。

さて、引き続きまして、地域医療構想の中で新型コロナウイルスを含む感染病床数は今のくらいあるのでしょうか。

○健康推進課長（和田健二君） お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症病床ですが、圏域ごとの病床数が非公表となっておりますので、8月23日付大分県新型コロナウイルス感染症対策本部が公表した数値となりますが、大分県内で49病院、529床となっております。

また、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第38条で規定される感染症指定医療機関は、東部医療圏域内に2病院、8病床となっております。

○3番（美馬恭子君） 今言われた数が多いというふうにお考えになっている方は、いらっしやらないというふうに考えています。ただ、発表されているのが今のところ8病床、それを東部圏域の中で、全体的に見て東部だけでしていくのではなく、大分県内でのということになるのでしょうか、なかなか厳しいのが今の現状です。

ある病院で、感染症病棟が閉棟となりました。52床あった結核病床が11床に減らされてしまいました。結核病床ですので、コロナを受け入れるというふうな形にはなりません。閉棟した病床にはきちっとした病床が残されていますので、そこに、また感染症がはった場合に入ることができるのではないかなというような話も聞かされていますが、基本的には病床を閉棟した後に、そこに人を入れるためには人員が必要です、ベッドだけがあってもドクターがいない、それに対するコ・メディカルがいないとなれば、なかなかそこに入るのは難しくなります。今、感染症病床が大きく問題にはされています。今回、8次医療計画の中で初めて、感染拡大に沿って感染症病棟、新興感染症病棟の感染時における拡大、それに要する医療計画を立てなさいということが追加されました。しかし、今この医療計画の中で考えていきますと、今少しコロナが落ち着いてきていまして、人数も昨日は少し多かったようですが、人数も少し減ってきている中で、病床数を確保していくというのは大変難しい問題があります。しかし、大きな感染症が爆発したときに、また今回のように病床が足りない、どこに入ればいいのか分からないというような状況が起きるのは目に見えています。

そんな中で、東部医療圏域の中においても、今言われた2病院、8床ではなく、きちっとした確保ができるようにしっかりと声を上げていただきたい、これは市が何かをすることではなく、きちっと県に物を言って、ぜひ医療従事者、特にドクターの数が減らないようにきちっと対応していただきたいというのが今の率直な願いです。

なかなかこの問題は難しいこともありますので、今回出すに当たって市の中でも、返答がどのように返ってくるのかと大変苦慮いたしましたけれども、打合せの中でお話をした中で、かなりしっかりとした返事をいただきましたので、今後も別府市の中でしっかり話を続けていっていただけるものだと確信しておりますので、よろしくお話ししたいと思います。

さて、続きまして、今回の新型コロナウイルス感染症を経験する中で、もう一つ大きな問題は保健所の体制です。

保健師の役割が非常に重要なものであるというのが、はっきりと見えてきました。この中で、別府市の考え方としてはどのように考えていらっしゃるのか、お尋ねしたいと思います。よろしくお話しします。

○健康推進課長（和田健二君） お答えいたします。

保健所の保健師は、結核や難病など広域的・専門的な業務を行うとともに、市町村支援に関する企画調整の役割を持ちます。一方、市町村の保健師は住民にとって身近な行政機関として、乳幼児健診やがん検診など広く住民を対象とした保健事業や育児や心身の健康に関する相談、地域の健康課題を明らかにし、解決を図るとともに、地域の資源を把握し、健康なまちづくりを進めていくなどの事業が主な業務となっております。

コロナ禍においては、保健所の保健師は、積極的疫学調査やコロナ陽性者の療養支援などを行い、一方市町村の保健師は感染症対策を行った上で保健事業を継続して実施し、感染拡大の防止のための啓発や、不安を抱える市民からの相談対応を行っております。

また、令和3年11月には大分県と県内18市町村が、市町村職員による保健所業務の応援に関する協定書を締結したことを受け、本市の保健師が勤務時間内、時間外において保健所業務応援体制を整え、東部保健所にて電話による積極的疫学調査や、自宅療養者の療養支援等を実施しております。

保健師の業務は専門性が高く、業務内容も多岐にわたり、今回のような新型コロナウイルスへの対応など、今後も保健師の果たすべき役割は非常に重要なものと考えております。現在の限られた人員の中で、県、東部保健所と連携しながら教育、研さんを図りつつ、様々な事象に対応していきたいと考えております。

○3番（美馬恭子君） 今、課長が答弁されたように、保健師といいましても市の保健師さんと保健所で働く保健師さんでは、仕事の内容がかなり変わります。保健師さんの持つ仕事の内容も、数えれば本当にたくさんあります。その全てを保健師さんが担い、またフォローする形で職員さんたちが一生懸命頑張っておられます。しかし、今回のコロナ禍の中で応援体制に出向かれて、その中ですぐに応援体制が整ってできるのかといえば、なかなか今までしていた仕事とは異なり、厳しいものが実態です。

そんな中で、保健所自体が今全県では6か所しかありません。支部としては3か所プラスありますけれども、やはりかなりの広域を見えています。そして、市からの応援もされているということですが、市の保健師さんにも限りがあります。このような中で専門職としてきっちり仕事をしていただくためには、1年、2年ではすぐに仕事ができるわけもなく、しっかりと体制を取るためにも、保健師さんを増員して市としてもしっかり仕事に当たっていただきたいというのが考え方です。県に対しては、保健所を作れという話にはなかなかありませんが、それでも保健所が広域でかなりのことをしないといけない場合、やはりもう少し広げていただきたい、別府市としてもクラスターが発生してもなか

なか別府市に話が来ないというような情報では、やはり市民も心配だというふうに思っています。

そんな中で、ぜひ自治体を守るべきはやっぱり別府市民です。そこのところを踏まえて、しっかりと議論をして、大分県に話を持っていただきたいというふうに考えておりますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

今回、この議題に関してお話し合ひができてよかつたなというふうに思ひていますし、課長初め部長初め課長の方々、しっかりと私の声にこたえていただきまして大変ありがたかつたというふうに思ひています。今後ともどうぞよろしくお願ひいたします。

さて、続きまして、新学校給食共同調理場についてということでお話ししていきたいというふうに思ひています。

まず最初に、別府市新学校給食センターの調理配送などの委託について、落札業者である、株式会社メフォスという話を聞きましたけれども、この会社はどういう会社なのか、そして契約の概要も併せて教えてください。

○教育政策課長（奥 茂夫君） お答えいたします。

受託事業者である株式会社メフォスは、1962年に創業し、今年60周年を迎えた会社です。本社は東京ですが、日本全国に事業を展開しており、現在契約中の学校給食に関する調理委託件数は500件以上、学校給食の調理委託業務の売上高は2019年時点で業界2位に位置をしております。

また、株式会社メフォスが受注し、調理配送を行っている施設の一つに静岡県袋井市中部学校給食センターがあります。袋井市は、別府市が目指す手作りにこだわった給食を提供しており、また自治体と協働し、食育活動や地産地消の他都市にない取組を行っている学校給食の先進地であります。

委託契約の概要につきましては、履行期間を令和5年8月1日から令和10年7月31日までの5年間とし、調理及び配送業務を請け負う契約となっております。

○3番（美馬恭子君） 株式会社メフォスというのを、私もネットでちょっと検索してみました。かなり大きな組織で、たくさんの学校給食や病院給食、地域の給食を担っているというふうに書かれておりました。しかし、それ以上のことはなかなか見えてきません。8,500食、3献立ということで契約をされているようですがけれども、今後ともしっかりと契約内容を履行できるようにお話し合ひを進めていっていただきたいというふうに願うばかりです。

現在、単独調理場及び共同調理場に勤務している給食調理員の任期付職員や会計年度任用職員の雇用について、別府市新学校給食センターの供用開始後はどのような運用となる予定でしょうか。

○教育政策課長（奥 茂夫君） お答えいたします。

学校給食調理員等の雇用につきましては、令和5年4月から7月末までの1学期間は現在と同様に単独調理場及び共同調理場にて勤務、同年8月からは、希望する職員は調理配送等の受託事業者の会社にて勤務をすることで、勤務場所は異なりますが、別府市の子どもたちのために安全・安心な学校給食の仕事を引き続き担ってもらいたいというふうに考えております。

○3番（美馬恭子君） 一番気になりますのが、任期付職員や会計年度任用職員の雇用が不安定になるのではないかというのが一番気になります。例えば、今おっしゃったように5年間の契約ということですがけれども、任期満了後、受託事業者が変わった場合などは、雇用が継続できるように、これは雇用の安定化に努めてどのようなふうにお考えになっているでしょうか。

○教育政策課長（奥 茂夫君） お答えいたします。

現在雇用されている任期付職員や、会計年度職員につきましては、勤務を希望した者を受託事業者において原則雇用する旨を仕様書に記載を、明記しております。次回の契約につきましても受託事業者に対し、従業員の転籍等を含む業務の引継ぎを誠実に行う旨を要請するなど、雇用の安定化に配慮していきたいというふうに考えております。

- 3番（美馬恭子君）市が雇用している任期付職員、会計年度任用職員に関しても、雇用が不安定というふうに私は理解していますけれども、しかし、民間で言う任期付、任期付というのでしょうか、正規ではない非常勤職員はもっと不安定なのかなというふうにも考えます。それを考えると、今まで現場でしっかりと働いてきていただいた調理員の方たち、本当にしっかりと雇用していただいて、子どもたちの嗜好、また一生懸命今まで調理してきたものが活かされるような形で、安定した雇用ができるようにぜひしっかりと話をしているっていただきたいなというふうに思っています。

その中で、今言いましたように、メフォスのページを見ていまして、毎回毎回募集要項が出ています。袋井市のほうもそうですけれども、人員を募集するという要項が必ずというほど毎回出ています。そんな中で、事業期間中に雇用する調理員の数が不足することになった場合は、どのような方法で考えていらっしゃるのか、委託業務の内容を本当に維持することができるのか、ここら辺をお伺いしたいと思います。

- 教育政策課長（奥 茂夫君）お答えいたします。

受託事業者は全国に多数の営業所及び受注施設があり、6,000人以上の社員が勤務しております。昨年度、他の自治体において、新型コロナウイルス等によって調理員が大幅に不足する事態が起きた際にも、各地から職員派遣を行うことで給食に影響を与えることなく提供できたと聞いております。最大8,500食、3献立、手作りという、本市独自の質の高い学校給食を提供することができるよう、受託事業者には市の委託仕様書に基づいた業務を確実に履行してもらおうなど、給食の安定供給を行ってまいります。

- 3番（美馬恭子君）なかなかまだ出発していませんので、きちっとした形で給食が安定供給できることを本当に願っていますが、8,500食、3献立というのは口で言うほどたやすいものではありません。この議会でも地産地消の話がありましたように、食材一つ取りましてもかなりの量を入れれないといけないということになります。ましてや3献立となると、人員も今の数倍、やっぱり人数が必要なようになってきます。

そんな中で、どうしても全国組織でありますので、そこから人を入れるということになるようではけれども、今別府というのはなかなか地理的にも、通うのになかなか厳しいところもあります。別府に来て住んでいただいて、きちっと仕事ができるようにあればいいのですけれども、それも大変危惧しています。できれば別府市内の方をしっかりと優先して雇っていただけるようになるのが、雇用の面からもいいのではないかなというふうに考えていますが、委託された後の人員確保については、今市がしっかりとお話しをしていって、できるだけ給食を出す中で不行き届きにならないようにということのようですので、そこのところはしつこくしっかりと話をしているっていただきたいというふうに考えています。

何を置いても、今個別の学校で働いていらっしゃる方々が、大切に気持ちを持って子どもたちのために調理している、それを、きちんと心に留めて働き続けられるような形で、しっかりと市が窓口を立て話をしているっていただきたい、業者とはそういう形で面談も、個別に面談も始まっているようではけれども、ぜひ市のほうからもきっちりとお口添えをしていっていただきたいなというふうに、重ねてお願いしていきたいというふうに思っています。

次、入ります。食育についてです。

この間から、食育の学校給食運営委員会というのが開催されていまして、私も傍聴させ

ていただきました。その中で、委員長である大学の先生が、白いキャンパスに今から絵を描いていきますと、とても楽しみです、そのキャンパスに対してしっかりと私たちの思いを描いていきたいと言われた言葉が大変印象に残っています。私は、単独給食調理場が今でもいいとは思っていますが、しかしもう来年の9月には共同調理場がスタートします。その中で、やはり一番何が重要かと言えば、子どもたちのためにしっかりとおいしい給食を毎回作っていただく、そして食育も、今まで以上にしっかりと行っていただくというのが大切ではないかなというふうに考えています。

給食センターが稼働し始めましたら、今まで以上に食育の推進に注力したいというふうにお話を聞いておりますが、この間の会議でも先生が言われていましたけれども、学校のカリキュラムは限られている、その中に食育という項をどれぐらい入れることができるのかというのは大変問題であるというような話もされてきました。その辺はどのように食育推進されていくのか、教えてください。

○教育政策課長（奥 茂夫君） お答えいたします。

食育は本来特別な活動ではなく、学校生活の様々な場面で食に関する指導を取り入れることが可能です。教科等のカリキュラムを活用し、専門的な知識を有した栄養教諭等と連携を取ることで、容易に食に関する指導を実施できるように計画をしていきます。

また、新学校給食センターにおいても、学校と連携し、食育を実施していく予定であります。

○3番（美馬恭子君） その中で、別府市独自とした実践計画を立てていくというような話もお伺いしました。これもなかなか別府市独自、どういうふうな形で食育を立てていくのかというのなかなか、すっきりと頭には落ちてきませんが、以前政策研究会の中で見せていただきましたけれども、給食で地産地消推進ということで、別府西中学校で地域の農業を学ぶ授業の中で、子どもたちが中心になって動画の作成もし、そして生産者の方と話をし、実態を見て、あ、このようにして作物作られるのだな、大切に食べないといけないなというような動画が流れていました。これも大きな食育の一つだというふうに理解しています。カリキュラムの中で、食育はこうなのだよという話も大切かもしれませんが、子どもたちが自ら動くことがより大切ではないかなと、そして今の子どもたち、なかなか、現場といいますかその実践の場所に出向く時間も少ないようでありますので、全ての学校でそのような形で地産地消に関してもしっかりと勉強していくということは大切でしょうが、都市ごとにしっかりと計画を持って、今回センターもでき上がりますので、そういうふうな形で食育に取り組まれるのはどうかなというふうにも考えています。

あれを見たときに、とつとつではありましたが、子どもたちがしっかりと生産者の方にお話を聞き、そしてそれを、またみんなに伝えているという姿が今一番大切なのではないかなと、本当に思いました。センターができた後に、今までにはない食育を、そして別府市独自というのであれば、ぜひいろんな形で考えて行っていただきたいというふうに考えております。

そして先日からもお話がありましたように、私も農業とかしたことはありませんので、なかなか目には見えてこないのですけれども、地産地消に関しては長い協議が必要で、作付前からしっかりとしないといけないということを、他の議員のお話から学ばせていただきました。そういうところを考えていきますと、9月からとにかく始めますよというのではなく、しっかりと子どもたちも交えて、そのところは3献立という形もありますので、食材が確保できる範囲内で地産地消、ぜひ前に進んで行っていただきたいというふうに考えています。それがやはり地域の農家の方たちにも大きな支えになるのではないかなと、私は私なりにそういうふうを考えていますので、ぜひそのところも進めて行っていただきたいというふうに考えていますので、よろしくをお願いします。

さて、今回、アレルギー対応給食調理場ということで予算が上がっておりました。山の手小学校の単独調理場を改修して整備することを予定していると、食物アレルギー対応給食調理場になるということをおっしゃっていましたが、これはいつから工事が始まって、いつから実践されるようになるのでしょうか、状況をお聞かせください。

○教育政策課長（奥 茂夫君） お答えいたします。

山の手小学校単独調理場を改修し、食物アレルギー対応給食調理場として整備する事業につきましては、新学校給食センターと合わせて令和5年9月からの供用開始を予定しております。令和5年の夏季休業中に改修工事を行うため、山の手小学校の給食には影響はございません。

○3番（美馬恭子君） 新学校給食センター、令和5年の7月から8月までの間に、調理機器の習得のために、研修やリハーサルを行うというふうに聞いていますけれども、この食物アレルギー対応の給食調理場、調理員さんたちの研修などはどのように行われるのでしょうか。

○教育政策課長（奥 茂夫君） お答えいたします。

食物アレルギー対応調理場の研修につきましては、衛生管理に関する研修、食物アレルギーに関する研修、調理機器の取扱いに関する研修を行うとともに、調理、配送のリハーサルを行うように予定をしております。

○3番（美馬恭子君） 質問項目に上げていませんでしたので、お答えできる範囲で結構なのですけれども、食物アレルギー対応のところからも給食を配送しないといけないというふうに思うのですけれども、この時間帯に関しては、食数にもよりますけれども、何台の車でどのようなルートで配送されるというふうになっているのでしょうか。

○教育政策課長（奥 茂夫君） お答えいたします。

食物アレルギー対応給食調理場からの配送でございますけれども、配送車両4台をもって、別府市内ですね、4つのエリアに分けて配送を行うように予定をしております。現在、試走を行った結果、学校給食は2時間喫食と言って、調理を終えてから食べ始めるまで2時間というルールはございますけれども、その2時間ルールをきっちり守れる形での配送ルートをしっかり組んでおる状況でございます。

○3番（美馬恭子君） 多分アレルギーは6食で6品目ですかね、6品目で最初から実施されるというふうにお伺いしましたので、それに関しては4台でしっかりと配送していただいて、喫食時間遅れないようにしていただきたいというふうに願っております。

そして、アレルギー対応食の調理場は市の正規職員が調理をするというふうにお話を聞いていますけれども、正規職員が退職したり、何らかの理由で調理員の数が減るといような際にはどのように対応していかれるのでしょうか。

○教育政策課長（奥 茂夫君） お答えいたします。

子どもたちの安全・安心のため、食物アレルギー対応給食調理場の運営は市の正規調理員にて対応するように予定をしております。正規職員が退職した場合の人員等につきましては、人事担当課である職員課と連携し、適切な対応に努めます。食物アレルギー対応が命に関わる極めて重要な案件であること、きめ細やかな対応が不可欠であることを十分に認識した上で、しっかりと体制を組んで対応してまいりたいというふうに考えております。

○3番（美馬恭子君） 今までも学校給食共同調理場に関しては、いろいろ質問をさせていただきました。なかなか私たち、私の考え方とは少し相入れないところもありますが、それでも来年の9月には新しい建物が立ち上がりますし、アレルギー対応の給食センターもでき上がります。

そのような中で、一番やっぱり不安に思っていることが、アレルギー対応食を市がしっかりと対応していくということの中で、人員が不足したとき、それもしっかりと今お返事

頂きましたので、ぜひアレルギーに対して市が考えていらっしゃる方針がこのままずっと続いていきますことを、私は心から願っております。そして、子どもたちと一緒に新しい給食調理場、本当にできてよかったなというような調理場ができることを、心から願っております。いろいろ考え方はあります。匂いのする給食、そして学校の中で作ってくれる給食のよさ、それは今でも捨てがたいものではあります、しかし今ここに至ってそういうふうな形で始動し始めている中で、ぜひ別府市が考えている、今までにない日本一おいしい、なかなか日本一というのは難しいかもしれませんが、できることをしっかりと話し合っ、これからも子どもたちのためによい給食を作っていっていただきたい、そして無理なく食べられる給食を作っていっていただきたいというふうに思います。

こないだ、宮崎県で大きな、ここら辺も雨はたくさん降りましたが、宮崎で大きな災害があって、水が出なくなったということで非常食を食べたという話が出ていました。そのときに子どもが言っていたのが、食べることの大切さ、こんなに大切なのだということ、今初めて知りましたというように語っていたのが、とても印象的でした。別府市の中でも給食があるのが当たり前のようになっていきますけれども、そんな中で、大人がこれぐらい一生懸命話を、そして子どもたちにも分かるように説明をしてという形で、新しい給食センターが本当にきちんと広がっていくことを心から願っておりますので、今後ともどうぞよろしくお願ひしたいというふうに思います。ありがとうございます。

続きまして、こども家庭室についての、子育て支援事業に関してですね、の質問をさせていただきます。

子育て支援課にこども家庭室が新設されました。これは、今後どのような方針で業務を行っていかうとされているのか、教えてください。

○市民福祉部次長（宇都宮尚代君） お答えいたします。

令和4年4月の機構改革では、就学前教育・保育に関する業務につきましては、幼稚園、保育園、在宅保育の全ての子どもに、また子どもの貧困対策につきましても一体的に対応できる体制を整えるための位置づけとしまして、こども家庭室の新設となりました。別府市でも少子化の傾向にあります、次の世代を担う子どもたちが健やかに生まれ、別府っ子として生き生きと育つことはみんなの願ひであります。別府で育つ子どもたちが、湯けむりと地域の人々の温かいぬくもりに包まれて、子育てがしやすいと実感できるまちを目指し、子ども誰一人取り残さない仕組みづくりに取り組みたいと存じます。

○3番（美馬恭子君） 前回のときにもお聞きしました。また今回、補正予算の中でも子ども見守りシステムなどの業務が開始されるという話になっております。前回お話を聞いた中では、大きく2つの業務を行う就学前教育、そして保育の振興、子どもの貧困対策などを掲げられていました。今回その中で、見守りシステムなどがデータ蓄積ということで始まるのだというふうに理解しています。

さて、その中でこども家庭室で、今後何を大事にされているのかというところをお聞かせください。

○市民福祉部次長（宇都宮尚代君） お答えいたします。

考え方といたしまして、大事にしていることは子どもを一人の主体として、子どもの最善の利益を第一に考えることとさせていただきます。また、子どもの視点や子育てをしている家庭の視点で考えていくこと、予防的な関わりを強化するとともに、支援を求めている子どもや家庭にしっかりと支援が届くようにすることだと考えております。子どもが様々な学びや体験ができ、人との交流の中で幸せな状態で成長できるよう、育ちの保障や地域、関係機関との連携強化も大事にしたいと考えています。

○3番（美馬恭子君） なかなかこども家庭室、こども家庭庁と言っても、なかなかしっかりと目に見えてくるものがありません。子どもの視点に立って何を大事にするのか、

そしてその中でどういう政策が必要なのか、子どもの権利を大切にして、全ての子どもがその命を守られて、自分らしく健やかに安心して過ごすことができるように、そうしていくためにしっかりと子ども家庭庁ができ上がるのだというふうに理解しています。

子どもの権利条約、これが国連に採択されて今年で33年ですかね。日本が批准してからも28年になります。しかし、なかなか子どもの権利条約、浸透していないのが事実のようです。生きる権利、育つ権利、守られる権利、そして参加する権利、これが基本となっていますが、子どもが参加するというのがなかなか難しいところもあるような気がしています。今、子どもを誰一人取り残さないという点から、少しでも気になる子どもがいたらどのような目線で見たいこうとお考えになっているのでしょうか。

○市民福祉部次長（宇都宮尚代君） お答えいたします。

子どもの置かれている家庭環境や経済的な困窮など、子どもを取り巻く要因について、地域や社会全体の問題として適切な支援につないでいくこと、地域で支え、育てることが大切だと思っております。子どもの生きる権利、守られる権利、育つ権利、参加する権利、この4つの権利を尊重し、子どものどうしたいと思っているのか、また子ども自身がどういう思いなのか、そういったところに、そのような声に耳を傾けて、子どもを権利の主体として、子どもの最善の利益を第一に考えた施策の展開が重要だと考えています。

○3番（美馬恭子君） 考え方としましては、私の考えているのと大きく違いはなく、本当にそのとおりだというふうに思っています。しかし私がいつも思うのは、子どもがその中に参加する権利というのがなかなか実行されていないのではないかなというふうにも考えてしまいます。そういう面でもぜひ、子どもたちにもしっかり声を聞いて、どういうふうに接していけばいいのかという目線で、しっかり子ども家庭室、大きくしていただきたいと思いますというふうに考えています。

さて、子どもの貧困対策についてですけれども、貧困というものは目には見えないものです。私の友人が、今はみんなスマホを持っている、いろんな子たちがいろんなものを持っているのにそれでも貧困なのかなというような話を聞くこともあります。取り巻く環境や価値観が変化していく時代の中で、貧困に対してどのように関わっていくのか、お尋ねしたいと思います。

○市民福祉部次長（宇都宮尚代君） お答えいたします。

子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、子ども一人一人が夢や希望を持つことができること、その環境を整えることを目指し、今は課題が顕在化してなくとも、環境因子から今後課題を抱える傾向の状況にある子どもにも目を向け、見守り続けるための新たな仕組みが必要だと考えております。

そのためにも、各部課等で保有している子どもに関するデータを集約しまして、データベース化を行い、それらのデータを蓄積していくことで、小さな兆候からでも支援が必要な子どもを見つけ、その成長を見守ることを続けながら、適宜適切な支援へつなぐための仕組み、子ども見守りシステムを構築していきたいと考えております。

○3番（美馬恭子君） 本当に、定義するのはなかなか難しいかもしれません。人間が暮らしていく、生きていく上で必要最低限度の生活条件がもう整っていない、絶対的貧困ですね、それと生命の危機にあるわけではありませんが、ほかのみんなができていないことができない、持っているものが買えない、生活する上で社会的にも困難な状態にある、これを相対的貧困というように定義されているようです。この中には生理的貧困も含まれていることでしょう。その貧困を本当にしっかりと捉えることによって、子どもたちに接する接し方も変わってくるのではないかなというふうに考えていますが、子どもの貧困、再度お伺いしますがどのように捉えていらっしゃるのでしょうか。

○市民福祉部次長（宇都宮尚代君） お答えいたします。

子どもの貧困については、その家庭のライフスタイルであったり価値観の違いであったり置かれている状況によって異なったりと、定義が難しい側面もありますが、子どもの貧困を家庭の経済的な困窮だけではなく、地域社会における孤立や健康上の問題など、子どもと家庭を取り巻く複合的な課題と捉えております。子どもと家庭と生活上の困難やニーズを共有し、どうしていくかを一緒に考え、解決していく姿勢でありたいと考えています。

○3番(美馬恭子君) 今回、市の中で各課が持っているデータを一堂に集めて子どもに特化して、いろんなところから子どもを見ていこうというふうに、いうふうな考え方をされているのだというふうに思っていますが、これを実際に支援に至るまで、それまでの流れはどのようになっておりますか。

○市民福祉部次長(宇都宮尚代君) お答えいたします。

子ども見守りシステムの活用により、支援や見守りが必要となった子どもについて、市役所の担当課や外部の関係機関が集まりケース会議を開きます。こども家庭室より支援見守り対象の子どもの情報を提供し、情報の共有、主たる支援機関の決定、支援方針や対応の協議をいたします。それぞれの強みを生かした役割分担で、ニーズに応じた支援へつなぎます。

また、支援中の子どもへの対応状況の共有も行き、子どもの変化を追い続けることで支援の効果を図ります。

○3番(美馬恭子君) 子どもの貧困に対しては、関わっていくのは一人ではありません。その家庭全てであり、ひょっとすれば地域であり、学校であるかもしれません。そのような中で、しっかりそのデータを集積して、市役所の中の、どの課というのではなく、いろんな形で全ての人たちが子どもたちのために関わっていけるように、そういうふうになるための指揮命令系統でしっかりとこども家庭室、取り組んでいただきたいというふうに考えています。学校との連携や地域の連携、医療施設との連携、NPO法人との連携など、多くを巻き込んで広げていくことが今からは大切だというふうにも考えていますので、ぜひ今後の取組として、しっかりと広げていただきたいなというふうに考えています。

さて、最後になります。

就学前教育についてお伺いしたいと思います。

幼児教育・保育施設同士の連携ということで、就学前教育の話がされています。適正規模の園児集団はどうか、保育年限はどういうふうにあるべきなのか、保育者の専門性や子育て支援、学校、小学校への接続はというふうな形で、役割は大変大きいと感じています。また、今は家庭、本当に多様化しています。子どもの数も減少してきている中で、それでも就学前に教育を受けていない子どもたちも数名います。

そんな中で、子ども自体がどのようにのびのび健やかに育っていくかということが、私も大変大きな問題ではないかなというふうに考えています。市内には就学前教育・保育施設が複数あります。養育者の多様な働き方で、施設の選択肢も十分あるかというふうに考えていますが、これからこれらの施設、どのような形で淘汰されていくのか、また残っていくのか、施設の声をもどのようにすくい上げていくのか、教えてください。

○市民福祉部次長(宇都宮尚代君) お答えいたします。

就学前教育・保育施設は、それぞれの理念のもと、培われてきた特色を生かしつつも、教育・保育の質に違いはなく、また子どもの主体的な遊びを実施しながら育てていくことは全施設に共通していることと承知しております。このたび、就学前教育・保育ビジョン及び就学前教育・保育振興プログラムを策定していくに当たり、別府市全体の質の高い就学前教育・保育を推進していくため、各就学前教育・保育施設への聞き取りなども行う予定でございます。就学前教育・保育について、それぞれの立場からそれぞれの思い

がおりだと推察をいたしますので、お声をお聞かせいただき、その思いを受け止めたいと存じます。

- 3番(美馬恭子君) 就学前教育の中には、本当に今言われたようないろんな形の施設がありますが、無認可の保育園、無認可の施設もたくさんあります。この中で院内保育所もその一つに挙げられるかと思えます。やはり働いていく中で、どうしても必要であり、作られた保育所ではありますが、その中で先生たちがしっかりと保育をして、そして無認可ではありますがなかなかいい保育を続けてきたところもあるように思えます。ぜひ、無認可の施設に関してもいろいろ聴取をして、今後どのような形で前に進んでいくのか、本当にいろんなところから聴取をしていただきたいなというふうに考えています。働き続ける親も様々ですが、そこに生まれた子どもたちは一人一人個人であり、それぞれに生きていく可能性を秘めています。そんな中で一つの考え方に頼るのではなく、数少ない人々からも話を聞いていろんな面で対応できるような、なかなか難しいかとは思いますが、全ての人が納得するのは難しいかとは思いますが、それでも一步一步、少しずつ前に進んでいっていただければというふうに考えています。

今回、こども家庭室、まだなかなか始動はできていないようではございますけれども、お話を聞いている中で、しっかりと子どもに沿っていただいているというのをとても感じました。これからも、かなり厳しい課にはなるかと思いますが、ぜひ全庁ぐるめて、皆さんで動けるような形で取り組んでいただきたいというふうに考えています。ありがとうございました。(議長交代、議長市原隆生君、議長席に着く)

- 19番(松川峰生君) それでは、早速質問に入らせていただきます。

まず、市有地の有効活用についてお伺いしたいと思います。

まず、別府市ではパークPFI、公募施設管理制度を活用し、公園の魅力向上や新たな事業着手を積極的に今図っております。これにより、従来採算性や事業性の問題から長く未利用地だった用地の事業化を決定し、また、限られたスペースを有効活用するため、立体都市公園制度を適用することで、公園とスーパーを初め、商業施設が一体化した施設の建設も決定していますが、まずこのパークPFIはどのような制度か、まず伺いたいと思います。

- 公園緑地課長(橋本和久君) お答えいたします。

公募設置管理制度、パークPFI事業とは、飲食店や売店等の公園利用者の利便の向上に資する公園施設の設置と、その施設から生ずる収益を活用して、その周辺の沿路、広場等の公共的スペースの整備、改修等を一体的に行うものを公募により選定する制度で、平成29年の都市公園法の改正により創設されました。

主な特徴としましては、行政処分である設置管理許可を与える相手を公募することで、従来の自動販売機の設置などに代表される設置管理許可制度にはなかった、飲食店等の便益施設建設の際の建蔽率の緩和や、事業者の建設投資の回収に配慮して、事業期間を原則20年としていることなどが挙げられます。

- 19番(松川峰生君) 具体的に、このようなことだろうと思えます。園内に収益施設を設ける代わりに、この公園の道路や広場などの整備を民間資金で賄うものであろうかと、そのように私は思っておりますけれども、もし間違いがあったら後で教えてください。国交省公園緑地・景観課の調べでは、2021年3月末現在、28都道府県の65公園で今活用され、30公園が供用を開始しているというふうになっております。

そこで、自治体にとってはこの財政負担の減少と公園の利便性向上が図れるといった利点がありますし、また、パークPFIの活用には条例改正など、新たな手続をする必要がなく、導入が簡素なため、使いやすい制度だとも思っております。2018年の初め、パークPFIを導入し、これまで2か所を供用していると思えます。最初の事例は別府公園東

駐車場事業で、事業者はスターバックスが選定され、これは県内初の公園店舗として営業が開始しています。

そこで、別府公園東駐車場の開業前と開業後の利用者数の増減についてお伺いしたいと思います。

○公園緑地課長（橋本和久君） お答えいたします。

別府公園東駐車場の利用台数について説明いたします。開業前の平成30年度は年間約6万2,000台の利用であったのに対し、直近の令和3年度では年間約34万台の利用があり、約5.5倍の増加となっております。

○19番（松川峰生君） いいですね、増加している。5.5倍、すごい数だと思います。

次に、この駐車場収入の増減について伺いたいと思います。

○公園緑地課長（橋本和久君） お答えいたします。

開業前の平成30年度は年間約500万円の収入であったのに対し、令和3年度では年間約800万円を超える収入でありまして、約300万円以上の増収となっております。

○19番（松川峰生君） 今、課長からの答弁ですけれども、駐車場利用者数並びに駐車場収入が増加している、これもやはりこのパークPFI事業の効果があつたと言えるとも、そのように思っております。

次に、スターバックスからの施設収入と経営期間についてお伺いしたいと思います。

○公園緑地課長（橋本和久君） お答えいたします。

スターバックスコーヒーからの使用料収入は年間約230万円で、契約期間は20年となっております。

○19番（松川峰生君） 一応、20年間ってことなので、20年後にはまた新たな更新等がまたあるのではないかなと、そのときの経済状況等も、また今後皆さんが対応しているだろうというふうに考えます。

また、2019年には鉄輪地獄地帯公園の地元企業などが出資するSPC、特別目的会社別府鉄輪パークマネジメントを整備、運営事業として選定し、アウトドアが経験できるグランピア施設、グランシア別府鉄輪を開業しましたがけれども、この開業後の施設稼働率と集客人数についてお伺いしたいと思います。

○公園緑地課長（橋本和久君） お答えいたします。

昨年のゴールデンウィーク前に開業しました鉄輪地獄地帯公園にあるグランシア別府鉄輪の令和3年度の宿泊者数は1万1,000人を超えており、年間の稼働率は68%でございました。

○19番（松川峰生君） コロナ禍で大変厳しい状況の中でも68%、やはり施設のユニークさ、それぞれコロナを考えますと、私も中に入ったことはないのですが、ドーム式で、離れる環境がいいのではないかなというふうにして、まずお客様が来たら接しないということもあるのではないかなと思っています。

そこで、この施設の収入と同じく契約期間について答弁ください。

○公園緑地課長（橋本和久君） お答えいたします。

グランシア別府鉄輪からの使用料収入は年間約570万円で、契約期間は20年となっております。

○19番（松川峰生君） そこでですね、別府市は1960年に春木川公園の都市計画を決定し、77年に用地を取得していますが、当時この土地、採算性や事業費の問題から整備は見送られています。暫定的に市が花壇などを使用していましたけれども、以後長期にわたり停滞した事業が、今回この2つの制度を活用することにより事業化が実現し、パークPFIと立体都市公園制度を利用して春木川公園を整備することを発表されてます。この2つの制度がなかったら、私はこの春木川整備事業の前進は難しかったのではないかなと思っています。

ます。

この春木川パーク事業は、2023年2月上旬の開業を目指すことになっていますが、にぎわいの創出とまちの魅力を図ることを期待しているところでございます。このパークPFIを活用した公園整備は、九州、沖縄の実態では既にありますが、立体都市公園制度の導入は九州では初となり、またスーパーを設置することなど、全国的にも珍しい試みであります。近隣に買い物施設がなく、以前より地域住民から新たな買い物施設を求める声を聞いてました。その中でも春木マルショクの撤退で、地域の方々が買い物に不便を感じており、完成を期待するところであります。

そこで、立体都市公園制度について、どのような制度かお答えください。

○公園緑地課長（橋本和久君） お答えいたします。

立体都市公園制度とは、都市公園の下部空間に都市公園法の制限が及ばないことを可能とし、当該空間の利用を柔軟化を図ることとしたもので、人工地盤上はもとより建築物の屋上部にも都市公園の設置を可能とするもので、平成16年に創設された制度です。

具体的には、都市公園と他の施設による立体的土地利用を図るため、双方を一体的に整備することによって、効率的に都市公園の整備を進めるものです。

○19番（松川峰生君） ちなみに、日本で初めてこれを適用したのは2009年に横浜市のアメリカ山公園というふうに聞いております。この春木川パーク事業における使用料収入と契約期間について、お答えください。

○公園緑地課長（橋本和久君） お答えいたします。

春木川公園の事業における使用料収入は年間約1,600万円、契約期間は20年となっております。

○19番（松川峰生君） 今回の春木川パーク整備については、地域の課題や様々な意見があったと思いますが、どのような認識を持っているのか、当局の考えをお伺いしたいと思います。

○公園緑地課長（橋本和久君） お答えいたします。

春木川公園周辺地区にお住まいの方々からの意見としまして、平成30年第2回市議会的一般質問において、当該地区は日常の買い物が不便であるという地域課題があり、その課題解決に向けて有効な土地活用ができないかという意見がありました。

また、事業者決定後は都市計画変更に伴う説明会や事業説明会、公園設置における住民ワークショップなどを開催するなどし、地域の方々と意見交換をしております。

○19番（松川峰生君） 意見交換をしたということで、これからも新たな事業が展開するときに、できる限り地域の方々と事前協議をしていただきたいと思いますと思っております。

そこで今回、春木川パーク事業が開始され、近隣住民や市民、観光客が訪れ、にぎわいのある施設として、さらに地域振興や観光振興につながることを期待できる事業であるかと思いますが、公園行政としての見解や展望についてお伺いしたいと思います。

○公園緑地課長（橋本和久君） お答えいたします。

現在、別府市には都市公園が174か所あり、その整備や維持管理には費用や人材を多くかける必要が生じております。こうした中で公民連携を図ることで、公園整備や維持管理の効率化が図られ、併せて地域課題の解決や計画、目的の達成がなされるのであれば非常に有効な制度であると捉えております。

○19番（松川峰生君） そのように対処していただきたいと思いますし、現実味ある行政を行っていただきたいと思いますけれども、今後山の手中学校跡地、旧朝日出張所跡地、別府公設地方卸売市場や多くの跡地有効利用についても制度を使い、公民連携を活用し、最大限図ることが重要であるかと思っておりますけれども、お考えをお聞きしたいと思います。

○財政課参事（本田明彦君） お答えいたします。

まず、未利用の市有地につきましては別府市財産活用基本方針に基づきまして売却、貸付等による有効活用を積極的に行っております。売却によって得られた収入につきましては、公共施設の維持更新費用に充てるために、別府市公共施設再編整備基金に積立てを行っております。令和3年度末で約17億5,000万円を確保しております。

また、先ほど議員のほうからお話ありました件ですけれども、昨年度市有地の有効活用に向けまして、山の手中学校、旧朝日出張所の各跡地、それから市場の余剰地についてそれぞれ利活用方針を策定いたしております。

今後はパークPFIを初め、公民連携による民間活力を最大限に活用しながら、財政負担の軽減とまちの活性化、まちの魅力向上につながるよう、市有地の有効活用を図ってまいりたいというふうに考えております。

○19番（松川峰生君）何かございましたら。

○市長（長野恭紘君）私からもお答えをさせていただきます。

市有地の未利用地の有効活用については、先ほどからパークPFI事業について議員からも御指摘もいただきました。今後、公共施設の維持管理、長寿命化に対してすごくお金がかかってくると。それで30年間で30%圧縮という計画を打ち出しているわけですが、ここは30年間の長期にわたっている計画でありますけれども、しっかりとこれは計画を進めていきながら、ただその年度年度で必要なものも出てきますので、そのバランスを考えつつ、基金もためながら全体的なことを考えていくということでやってきたいというふうに思っておりますけれども、単純に売却をするということももちろん、当然これはありますし、貸付けもあると。それで、なかなか民間の皆さん方だけでもなかなか事業を成し遂げることはできない、民間の皆様方から見ると、市の持っている土地というのはもったいないなど、有効したら、もっと有効活用すればもっとこういうふうに市民の利便性も図れるのにとこのような御意見をいろいろな場面でいただいております。

そういうことで、ただ単に市が作りたいから作ると、必要に応じて作るということもこれは当然ありますが、やはりそこには民間の皆さん方のノウハウも入れて、どうやったら、最少の経費で最大の効果が得られるかという、地方自治の原点であります。これを図っていくためには、やはり行政だけで解決することはできないというふうに思っておりますので、今後も民間事業者の皆さん方と協議をして、市民の利便性の向上、経費の節約、節減、そして市民サービスの向上と、こういったことを総合的に判断をして、よりよい手法を用いて市有地の有効活用に努めていきたいと、このように考えているところでございます。

○19番（松川峰生君）新たに今後有効活用を検討する跡地を含め、公民連携活力を図りながら、さらなる有効活用をお願いして次の質問に移りたいと思います。

空き家対策について、質問させていただきます。

総務省の調査によりますとね、1998年に576万戸となった空き家の総数は、2018年に849万戸、何とこの10年間の約1.5倍に、住宅総数に占める空き家割合は全体の13.6%、およそ7戸に1戸が空き家ということになります。これは地域の過疎化とともに、深刻な問題です。多くの自治体では、もちろん別府市もそうでありますけれども、空き家条例を設定するなど様々な空き家対策を講じていますが、空き家解消の解決には至っておらず、国交省、空き家所有者実態調査によりますと、空き家を所得した理由には、まず一番に相続が54.6%と過半数を超えています。次に新築建て替え18.8%、次が中古購入14%、新築購入5.3、贈与3.3、その他3.2、不明が0.8となっておりますけれども、そこで別府市では空き家の把握と空き家対策の今の取組について伺いたいと思います。

○都市計画課参事（渡邊克己君）お答えいたします。

空き家対策の取組と現状でございますが、令和2年度に自治会と連携いたしまして、1,718件の空き家の情報をいただき、職員にて現地調査を実施しております。そのうち

1,000件程度の空き家所有者に対しまして、空き家バンクの趣旨、目的及び空き家を放置することの危険性などの管理責任についての文書を送付しております。現在把握しております空き家の総数といたしまして2,584件、そのうち老朽空き家と言われるようなものにつかまして1,037件となっております。引き続き、老朽空き家の所有者に対しまして空き家放置の危険性についての周知を図っておるようなどころでございます。

また、本年度別府市空家等対策計画の見直しを行っております。これらのデータを元に、空き家の実態調査を現在行っているところでございます。

- 19番（松川峰生君） 答弁で空き家総数2,584件、すごい件数だと思います。そのうち老朽化空き家が1,037件とのことですが、今後私はさらに増えることが予測されると思います。

そこで、空き家に至るまでの原因について、行政はどのように考えているのかお答えください。

- 都市計画課参事（渡邊克己君） お答えいたします。

空き家が発生いたします原因として、国土交通省が令和元年度に行っております空き家所有者の実態調査によりますと、人が住まなくなり空き家となった理由といたしまして、別の住宅への移転が41.9%となり最も多く、続きまして入居者の死亡40.1%、老人ホームなどの施設に入居などの順になっております。

- 19番（松川峰生君） 今後、1947年、私の代の1948年、それから49年生まれの方は持ち家の比率が大変高いのですね。この生まれの方たちが団塊世代、75歳以上の後期高齢者になりますとさらに相続は増えることが見通しで、子ども世代の多くはほとんど住宅を所有してるケースが多いです。空き家が増えるきっかけとなるのが、さらに予測できません。積極的に空き家対策を取らなければ、深刻な事態となる可能性が大いにあります。

例えば、私の地域見ても年々、私の知っているおばさんとかおじさんの方たちが、ちょっと会わないうちに、家にちょっと声かけてみますともう空き家になって、子どもさんに聞いたらもう施設に入っているとか。子どもさんも全部ほとんど自分の家持っておられるのですね。その家自体がもう空き家で、毎年毎年空き家というのは地域でも増えております。皆さんも恐らく生活の中でいつも通ってる道、歩いてる道を見ますと、何年がたちますと空き家になっているという状況があるのではないかなと思います。全国平均の7戸に1戸が空き家かどうかは、別府は先ほど計算からするとそこまでは行っていないような気もいたしますけれども、どちらにしても空き家は減ることなく増えるという状況になるかと思えます。

そこで、少しでも空き家解消に向けた取組の中で、直近3年間の空き家バンクの登録件数についてお伺いしたいと思います。

- 産業政策課長（竹元 徹君） お答えいたします。

直近3年間の空き家バンク登録件数につきましては、令和元年度が27件、令和2年度が30件、そして令和3年度が31件となっております。

- 19番（松川峰生君） 3年間聞きますと、推移がそんなに、30件前後と。まだまだ登録者の、していただく方に啓発活動を行わなければいけないのではないかなというふうに覚えておりますけれども、この空き家バンクの直近3年間の売却件数についてお伺いしたいと思います。

- 産業政策課長（竹元 徹君） お答えいたします。

直近3年間の空き家バンクの成約件数につきましては、令和元年度が18件、令和2年度も18件、そして令和3年度が25件となっております。

- 19番（松川峰生君） なかなか、空き家総数から見ますとなかなか厳しい状況、もちろん空き家バンクに登録しなければ売却という話も難しいのですけれども、やはりもう少しこ

の空き家バンクについてのPRが必要ではないかなと、先ほど申し上げましたけれども大事な要素になるのではないかなと考えております。

そこで、問題は適切な管理が行われていない空き家等が防災、衛生、景観等で地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすことが懸念されています。地域住民の生命、身体、財産の保護、生活環境の保全、空き家等の活用のために対応が必要ですが、別府市の空き家で適切に管理ができていない特定空き家と言われる不良住宅件数と、老朽化空き家の市民からの苦情や相談はどのようなものがあるのか、お答えください。

○都市計画課参事（渡邊克己君） お答えいたします。

これまで特定空き家と言われるような不良住宅に認定した件数は52件で、既に除却されたもの40件、維持管理が行われたもの1件、現在も指導を行っているものが11件となっております。

苦情や相談の内容といたしましては、この時期に多いのが草木の繁茂、それからさらに先日の台風でもそうですが、大雨や強風による屋根材や外壁材などの飛散による対応が寄せられております。

○19番（松川峰生君） 実態は、私はそんな数字ではなく、もっとたくさんあるのではないかなというふうに思います。なかなか自分の隣で、行政のほうに電話でもしていただければ分かるのですけれども、その隣が空き家になったりするとなかなかそういう状況も薄れてくるのではないかなと思っておりますけれども、問題は老朽空き家の撤去が進まないために、近隣住民や地域住民に影響を及ぼすことは先ほど言いましたけれども、懸念されます。隣に長く老朽空き家が放置されますと、将来的に自分が持っている住宅価値が下がる可能性もあり、この問題、民民の問題とはいえ、ある程度行政が関与し、解体を進めていかないと将来は手のつけられないような状況になるおそれがあるのではないかなと思います。

空き家が減らない要因には、まず経済的な要因と法律的な要因があります。特に撤去、処分にかかる費用や、更地にすると固定資産税の課税が増えるのがまず経済的な課題であります。次に、法律上の課題は権利者が複数いる場合、処分手続の同意を取りつけるのが難しい点があります。

そこで、本市でも税負担の軽減を図る特例措置があるかと思いますが、その内容について聞かせてください。

○都市計画課参事（渡邊克己君） お答えいたします。

一般的に建物が建っている場合、地方税法による固定資産税の特例措置として、200平方メートル以下の小規模住宅用地の場合では固定資産税の評価額を6分の1としておりますが、空き家特措法の特定空き家に認定し、勧告の対象となれば、この住宅用地特例措置の対象から除外されるようになっております。

○19番（松川峰生君） 次に、この老朽化解体の補助金制度もあると聞いていますが、その事業内容とその制度を市民にどのように周知しているのか、お聞かせください。

○都市計画課参事（渡邊克己君） お答えいたします。

特定空き家と言われるような不良住宅の除却推進のため、老朽空き家除却補助金制度を平成28年度より行っており、補助金の額については建築物の除却に要する費用の2分の1、その額が50万円を超える場合は上限が50万円となっております。これまで、この補助金を活用し除却された老朽空き家は25件となっております。この補助金は、不良度が一定の基準を超えた建物を対象としておりますので、特定空き家所有者などに対して直接周知を行っております。

なお、今年度は10件分の予算を計上しております。

○19番（松川峰生君） そうですね、予算の限度がありますので、多くの方が来ていただくとなかなか難しいところもありますけれども、しかし将来を考えますと、空き家対策につ

いてはこの辺のところを市民にもう少し、市報等にも載せていただいて多くに、もっと言うならば、今年の予算では抽せんが出るくらい、市民の皆さんに啓発していただきたいなと思っていますので、この場所から改めてよろしくお願ひしたいと思います。

まず、この空き家を行政で解体することは、今お話を聞きましたように費用の面からも全てというわけにはいかないと思います。そこで、和歌山県田辺市では、空き家解消に先進的な取組を行っておりますので少し紹介をさせていただきます。

ここは全ての空き家を対象ではなく、不良空き家等除去補助金による不良空き家等の除去促進を図ることを目的といたしております。その概要ですけれども、補助対象建物はおおむね1年以上の空き家で、倒壊のおそれがある危険な状態である建物など、田辺市独自のあっせん制度で、その中に2つ、不動産流通に乗らないような物件、所有者や相続人が遠隔地また高齢で管理が難しいと予測されるといった決まりを基に、市が所有者と隣接住民の間を仲介し、意向を確認し、解体費用と登録費程度で売買できるような働きかけを行っています。国交省も、この田辺市の先進事例として紹介していますが、この田辺市の対策や制度を参考にして導入をしてはどうかと思いますが、そのことについての見解をお伺ひしたいと思います。

○都市計画課参事（渡邊克己君） お答えいたします。

空き家の適切な管理などは、空き家所有者や管理者の責務となっておりますが、解体費用が膨大なため、解体をためらう方が多いのも承知しております。また、所有者が亡くなり、その物件を見たこともない相続関係者がおられるようなこともございます。行政として適切な管理を推進するため、宅地建物取引業協会とも連携協定を結び、土地・建物の処分に関する相談や情報の共有、空き家相談会を随時開催するなど、土地建物の状況に応じ、適切なアドバイスや提案を行っているところでございます。

○19番（松川峰生君） 今おっしゃったことを積極的に働きかけていただきたいなと思います。行政においても、コロナ禍等で厳しい経済情勢、財政運営の中だと思いますけれども、この増え続ける空き家に対処するために、補助金の周知方法の見直しや増額も含め、市民が利用しやすい制度にすることが必要だと思いますけれども、担当の見解をお伺ひしたいと思います。

○都市計画課参事（渡邊克己君） お答えいたします。

本市でも相談をいただいた物件で、解体や空き地の有効利用につながった事例もありますので、さらに、他都市の取組などを参考に調査研究を行いながら、より使い勝手のよい制度の運用を図っていきたいと考えております。

○19番（松川峰生君） 空き家の方で一番、相続した方に聞きますと、一番は税金の問題だと思います。家が建っていると現実的に税金なし、更地にすると高くなるというのが一番根本的な問題ではないかなというふうに思っておりますし、また私の近所の空き家見まして、倒壊とかいう状況はないのですけれども、まだまだ売れば売れるような新しい空き家もあります。しかしながらほっておくと、人が住まないと空き家は一挙に痛みます。御家族の方が来て定期的に空気の入替えや、あるいは掃除等をしていることも様々見ますけれども、一番困るのが全く手をつけてない空き家、これが今後増えてくるのではないかなというふうに思っておりますので、しっかりと行政も情報を収集して、そのような厳しい、危ない建物が増えないよう、そしてそのところをしっかりと対応していくことをお願ひして、この項の質問を終わります。

次に、民生児童委員の高齢化について、本来は民生児童委員というところですがけれども、民生委員ということで質問等をさせていただきますのでお願ひしたいと思います。

地域になくてはならない民生委員、全国の自治体の約5割が、国が年齢要件としている75歳未満を今上回っているのが判明いたしております。背景にはなり手不足の深刻化が

あります。民生委員は3年に1度、全国一斉に改選が行われ、前回は2019年1月に行われております。それぞれ独自の基準を定めている自治体が1.5倍に増えています。独自といたしますと、国が定めている75歳以上の方ということになります。別府市においても同様ではないかというように思いますけれども、この年齢要件は、国や自治体の通知が70歳未満としていますが、状況に応じて弾力的な運用も認めています。本市の民生委員の定数、充足率、国の基準を超えている75歳以上の委員数、また75歳未満の委員数、委員の平均年齢、最高年齢、最少年齢、男女比について、長くなりますけれどもお願いします。

○高齢者福祉課長（入田純子君） お答えいたします。

別府市の民生委員の定数は255名で、充足率は8月末現在96.86%です。75歳以上は52名、75歳未満は195名で、平均年齢は68.74歳です。最高年齢は82歳、最少年齢は42歳、男女比は男性64名、女性183名で、1対3の割合の構成になっております。

○19番（松川峰生君） 今、答弁で、超えている方が52名ということに、ただ平均は68.74歳というので、若い方もおられるかと思えますけれども、やはり別府市も同様であります。この民生委員の年齢制限を今引き上げなければ、人員確保が困難な状況だと、そのように思っております。

しかし、高齢になれば病気やけがのリスクが高まり、事故も多発します。いかにして、心身に無理なく民生委員活動ができる環境づくりをするか、また若い人を増やしていくことが直近の課題であります。特にこの2年間、コロナ感染ウイルス症の影響で活動の制限を受ける中、自治体では知恵を出していかなければならないと考えますけれども、現状民生委員の最長在任期間と最短在任期間、及び、最短在任期間の理由についてお答えください。

○高齢者福祉課長（入田純子君） お答えいたします。

最長在任期間は32年9か月、最短在任期間は1か月です。在任期間が短かった理由は、地区担当の民生委員が体調不良により退任後自治委員が兼務しておりましたが、後任が決まったため1か月の在任期間となっております。

○19番（松川峰生君） 最長32年9か月、物すごいですね。市長、やはりね、こういう方は特別功労者表彰の対象なのではないかなと。もちろん、国のほうからも多分それなりの、叙勲とかいうのあるのではないかと思いますけれども、もうただただ感激するのみであります。

そこで、先ほど課長のほうから充足率96.86%との答弁がありましたけれども、これは全国的に比べますと決して低いほうではないというふうに思いますが、現在民生委員の不在地域数と不在期間についてお伺いしたいと思います。

○高齢者福祉課長（入田純子君） お答えいたします。

現在、民生委員が不在の地区は17地区、145町のうち6地区、8町8名です。不在期間は短いところで6か月、長いところで8年9か月となっております。

○19番（松川峰生君） 在任期間が32年ってことはすばらしいことですが、不在期間が8年というのは、これまた異常な状況ではないかなと思っております。

そこで、この不在地区の民生委員の代行業務はどなたが行っているのですか、お答えください。

○高齢者福祉課長（入田純子君） お答えいたします。

同町内に担当地区の民生委員が複数いる地域につきましては、同町内の民生委員、また地区会長が可能な範囲で業務を担ってくださっております。

○19番（松川峰生君） 自治会長さんやほかの方がつまり代行しているということなので、業務が大変だと思いますね。早くこのところも解消しなくてはいけないのではないかなと思えますけれども、先ほど申し上げましたけれども、高齢化が進む中、民生委員のなり

手不足は今後も続くことが予測されます。このなり手不足の原因についてはどのように考えていますか、お答えください。

○高齢者福祉課長（入田純子君） お答えいたします。

定年延長などの影響により、60代、70代の方が現役で就労されている方も多くなり、仕事と地域の活動の両立は難しいとの理由で引き受けていただけない、また高齢化により見守り対象の世帯数が多くなり対応が困難である、また各方面からの業務の依頼等があり、負担が大きいなどの声を聞いております。

○19番（松川峰生君） もちろん、民生委員さんだけでなく自治会のほうも今大変高齢化が進んでいます。大変な状況で、自治会長さんも、長い人もたくさんいるのではないかなと思いますけれども、民生委員の不在は、困るのは地域住民だと思います。先ほど、不在地区が145町内で8町8名で、不在期間が長いところで8年9か月という答弁がありましたけれども、これは大変な問題だと思います。なり手不足の問題解決に向けて市の取組が必要だと思いますが、何か対策を講じていますか、お伺いします。

○高齢者福祉課長（入田純子君） お答えいたします。

市から依頼する案件につきましては、事前に各課より内容について聞き取りを行い、精査した上で役員会で協議を行い、決定後民生委員に依頼するようにしております。また、市民の方より民生委員に相談したいことがあるので連絡先を教えてくださいの電話がありますが、まず相談の内容をお聞きし、内容を精査した上で、該当する課につないだり、地域包括支援センターなどの相談機関の情報提供を行うなどの対応をしており、民生委員への負担を軽減するよう努めております。

○19番（松川峰生君） この民生委員さんの、お一人でなかなか大変だと思います。これは国のほうで決めるのか、あるいは別府市で決められるのかは別にして、民生委員さんが何かあったときにそれをサポートする副民生委員さんを置くことも検討してはどうかと思うのですけれども、その辺のところはどのようにお考えでしょうか。

○高齢者福祉課長（入田純子君） お答えいたします。

副民生委員につきましては、民生委員は厚生労働大臣からの委嘱のため、副民生委員は制度上難しいですが、別府市社会福祉協議会が設けています福祉協力員制度があり、民生委員を支える一員として活動していただいておりますので、将来民生委員を担っていただきますよう研修等取り組んでまいりたいと思います。

○19番（松川峰生君） しっかり取り組んでいただきたいと思います。民生委員さんが活動しやすい環境づくりが、私が必要だと思います。例えば平日の昼間の会議については、先ほど42歳の民生委員さんもいるという答弁がありましたけれども、働いている人も出席しやすい夜間や週末に開催など、工夫をしてはどうかと思いますけれども、担当課としてはどのようにお考えですか。

○高齢者福祉課長（入田純子君） お答えいたします。

地区会長会を初め、各地区で行われる定例会に出向き、民生委員の意見を聞きながら今後検討し、改善してまいりたいと思います。

○19番（松川峰生君） これだけの激務をする民生委員さん、大変だと思います。いろんな面でも、例えば移動にするにしても、ほとんど高齢者の民生委員さんだったら歩いていくわけにはいかないし、恐らく車を使ったりとか、いろんな面でも大変だと、費用の面でも大変だと思いますけれども、この民生委員さんの年間の活動費及びその活動費の改正はいつ行われたのか、お答えください。

○高齢者福祉課長（入田純子君） お答えいたします。

活動費交付金は大分県より6万200円、別府市より5万1,000円、合計11万1,200円です。別府市活動費交付金を改正したのは平成30年度で、翌年度令和元年度より

4万1,000円より5万1,000円に改定しております。

- 19番（松川峰生君） 別府市では1万円上がったということですね。大変これは、民生委員さんも満足とかいうのは分からないけれども、ぜひ今後とも民生委員さんの活動に対してしっかりとサポートしていただければと思います。一番は、先ほど言いましたようになり手不足が一番困るので、これは地域にとっても大変重要なことだと思いますけれども、今後民生委員さんは、民生委員さんは地域住民のよき相談相手として、また地域住民の安全・安心に寄与する大事な私は役割を担っていると思います。民生委員さんのなり手不足解消と安心して職務が遂行できる環境づくりと負担軽減に取り組むことをお願いして、この項の質問を終わります。

次に移ります。

別府市図書館の文部科学大臣表彰受賞についてお伺いしたいと思います。

今回、別府市図書館が本年度の子供の読書活動優秀実践図書館として文部科学大臣表彰を受賞されました。寺岡先生、この場を借りておめでとうございませう。市長のほうも、皆さんおめでとうございませう。これは、もうサインはVと言っていいですね。なかなかもらえるものではありませんので。

別府市の図書館は1922年に開始以来100周年を迎えたということで、このたびの表彰はこの100周年に花を添えました。今回の表彰、これは市立図書館のみならず、新たにできる図書館の開始に向けても大いに弾みになったと思います。

そこで、今回の表彰の経緯について伺いたいと思います。

- 社会教育課長（古本昭彦君） お答えいたします。

昨年の10月に大分県教育委員会より、これまでの別府市立図書館での子ども読書活動の取組状況を踏まえ、令和4年度の文部科学大臣表彰についての打診がありました。取組状況などの報告書などを提出し、その結果大分県教育委員会の審査会の承認を経て、正式に推薦がなされ、本年4月23日付にて子供の読書活動優秀実践図書館として文部科学大臣表彰を受賞いたしました。

- 19番（松川峰生君） 表彰の重みをみんなで受け止めないといけないですね。恐らく100周年ですから、次の100周年、100年に1回、メジャーリーグの大選手100年に1回、100年後の図書館もらえるかどうか分かりませう。しっかりとこれを肝に銘じて、みんなでお祝いしないといけないから、答弁のほうも喜びのある答弁をしていただければうれしかないと、そのように思っております。

今回、様々な取組が評価された表彰だと私は思っております。既存の図書館や新たな、先ほど言いましたけれども、新たな図書館の建設を含めて励みになると思っておりますが、この今回の受賞、教育委員会の見解を伺いたいと思います。

- 社会教育課長（古本昭彦君） お答えいたします。

市立図書館では、子どもの読書活動を推進するため、長年にわたり図書館とボランティアスタッフによるお話の会や、児童書や絵本を必要とする施設に本を届ける貸出文庫サービス、さらには巡回移動図書館の運行など、地道に取り組んできたことが評価されたものと考えております。

また、本年は先ほど議員もおっしゃったように開館100周年を迎え、記念すべき節目に花を添えることができたものと、本課でも喜ばしく思っております。

- 19番（松川峰生君） ふだん寺岡先生、いろんなことがあって教育委員会大変なことも多いと思うのですね。こういうおめでたいことは盛大に、大いにPRしないといけないと思います。ぜひ、玄関に市長と相談して、この表彰をもらいましたという幕でも貼ったら、先生どうかと思います。ぜひ貼っていただきたいと思います。その下に寺岡悌二と書いてもいいかなと思いますけれども。

今回のこの文部科学大臣表彰を契機に、今後の目標があれば、具体的な取組や抱負を聞かせていただければと思います。

○社会教育課長（古本昭彦君） お答えいたします。

教育委員会では、本年3月に今後5年間の第3次子ども読書活動推進計画を策定し、読書が大好き別府っ子を基本理念に、別府ならではの読書環境の整備、幼少期からの読書習慣の形成、大人の意識改革の3つの基本方針を掲げて具体的な取組をスタートさせたところでございます。

図書館といたしましても、計画推進のため市立図書館と学校図書館などとのネットワークの構築、ICTを活用した電子書籍などの利用推進、読書推進の広報、啓発の充実など、様々な読書活動の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

○19番（松川峰生君） 今回、図書館の館長、檜垣館長ですよね、檜垣館長、実は私が議長のとときの2期、2年目のときの事務局長をしていただきました。大変、これ聞いたときに、教育長のほうから檜垣館長に、松川がくれぐれもよろしくというふうに、私の名前だけ言っていたら結構だと思います。野口さんいるけど言わなくて結構、私だけ言っていたらありがたい。

それからもし、寺岡先生、市長とお話をして、パーティーでもあったらぜひ呼んでいただければと、うれしく思います。ただコロナ時期ですから、ぜひあればお伺いしたいと思います。

そこで最後になりますけれども、寺岡先生から思いをひとつ聞かせていただきたいなと思います。よろしくをお願いします。

○教育長（寺岡悌二君） お答えいたします。

あまり議場ではほめられることはございませんが、本当ありがとうございます。

このたびの受賞につきましては、図書館の館長を初め司書の皆さん、そして読み聞かせのボランティアの皆さん、または移動図書館等々、多くの関係者の皆様が本当地道に子どもの読書活動を中心にした取組をされた成果でございます。

また、今議員さん御指摘のように、この市立図書館が100年という長い歴史、1世紀にわたる歴史でございます。この受賞がまたこの歴史をほめたたえるようなものになればと思っております。

また、長年の念願事項でございました新図書館の整備事業が長野市政の下で、議員の皆様から御同意をいただきまして実現の方向に向かっており、またそれに対しても弾みがつくのではないかと期待しているところでございます。第3次の子どもの読書活動推進計画を策定し、それを踏まえまして子どもたちを初め、地域あるいは観光客の皆様から親しまれ、愛されるまちの拠点としての図書館の充実に向けて鋭意頑張っていきたいと考えております。

○19番（松川峰生君） 先生、ちなみに文部科学大臣からこういう額を頂いたのですか。表彰状。

○教育長（寺岡悌二君） 賞状、まだ見ておりませんが、恐らく贈呈されるものと思います。

○19番（松川峰生君） ぜひ、図書館のさらなる飛躍を願い、そしてこういうおめでたい質問できることは大変私にとってもうれしく思っています。

これで私の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（市原隆生君） お諮りいたします。本日の一般質問はこの程度で打ち切り、次の本会議は26日定刻から一般質問を続行いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市原隆生君） 御異議なしと認めます。よって、本日の一般質問はこの程度で打ち

切り、次の本会議は26日定刻から一般質問を続行いたします。

以上で、本日の議事は終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後2時47分 散会